

旬刊

福 利 厚 生

2019
June

6

上旬号

No.2273

ISSN1343-568X

税制改正による福利厚生への影響をみる

特集 2019年版

福利厚生関連税制のあらまし

連載 探訪！我が社の保育園(進化する企業内保育事業)(2)
株式会社アルビオン「Kuukids(クーキッズ)」

連載 福利厚生制度の設計から規程整備まで(6) 可児俊信
介護費用支援およびホームヘルプ制度



労務研究所

特集

2019年度

福利厚生関連税制のあらまし 5

福利厚生関連税制の項目別索引 6

1 共通事項 9

2 社宅・独身寮・寄宿舍 13

3 貯蓄・持ち株・NISA 17

4 住宅借入金，取得費 19

5 職場給食費 23

6 通勤・交通費 24

7 ユニホーム 25

8 育児・育英費 26

9 教育訓練費 28

10 健康・医療費 28

11 レクリエーション関連費 30

12 共済会・互助会 32

13 社会保険料 36

14 公的給付・補償 38

15 慶弔災害給付 41

16 小口借付金 45

17 自社製品割引など 46

18 保険関係費 46

19 旅費，海外渡航費 50

20 交際費・寄付金 52

21 年金 53

22 カフェテリアプラン 57

連載 第2回

探訪！我が社の保育園（進化する企業内保育事業） 59

株式会社アルビオン「Kuukids（クーキッズ）」

～“銀座”という立地で高められてきた“園の価値”～

連載 第6回

福利厚生制度の設計から規程整備まで 可児俊信 61

介護費用支援およびホームヘルプ制度

指標

福利厚生関連指標（6月分） 65

アラカルト

福利厚生アラカルト（5月下旬分） 40

福利厚生関連税制のあらまし

2019年度の税制改正は、福利厚生関連では既存制度の見直しが主だった。消費増税に際しての需要平準化を目的とした「住宅ローン控除の拡充」、「教育資金の一括贈与非課税措置」「結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置」では受贈者の所得要件、教育資金の範囲の見直し、適用期限は2年延長が図られた。子育て関連では、新設の「子育てのための施設等利用給付（仮称）」について、所得税・個人住民税が非課税扱いであることが明記された。

改定があった制度

19年度の税制改正においては、福利厚生に関する制度の新設はなかった。一方、適用期限の延長、対象の見直しなどの小改定があった制度は下記のとおり。

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設 19年10月に予定されている消費増税による需要の激変を平準化するために20年12月31日までの間、住宅ローンを組んで消費税率10%で住宅を取得した場合について、所得税額の特別控除の特例を創設する。特例は住宅ローンの控除期間を現行の10年から13年に延長するもので、1年目～10年目までは現行制度の控除額だが、11年目から13年目までの3年間で消費増税に相当する2%分を軽減する仕組みとなっている。

NISA・ジュニアNISA 制度の普及・利用促進を図るため、制度の要件緩和を目的とした見直しが行なわれる。これまでは海外転勤等によって一時的に出国した場合、NISA口座で管理する商品は課税口座に払い出され、帰国後もNISA口座に再移管することができなかったが、「継続適用届出書」を提出することでNISA口座を引き続き利用できるようになる。

また、口座開設に伴う年齢要件についても、23年1月1日以降はNISAは18歳以上、ジュニアNISAは18歳未満となる。

子ども・子育て支援法による子育て施設等利用給付の非課税措置 国が進める幼児教育完全無償化の一環で、19年10月から子育て世帯を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が始まる。この給付については、個人住民税が非課税となることが大綱に盛り込まれた。

児童扶養手当を受給する未婚のひとり親に対す

る個人住民税の非課税措置 子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親（現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない者）で児童扶養手当の支給を受けていて、前年の合計所得が135万円以下の者に対し、21年度分以降の個人住民税の非課税措置が設けられる。

教育資金の一括贈与非課税措置の見直し 新たに受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合には適用対象とならないこととされ、合わせて適用期限が2年延長された。

また、23歳以上の者の教育資金の範囲について、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用（留学渡航費等）、③学校等以外の者に支払われる費用で、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するために支払われるものに限定された。

残高についての贈与税の課税については、30歳到達時点で学校に在学し、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合には、その時点で残高があっても、贈与税は課税しないこととなった。ただし、それ以前に40歳に達した場合には、その時点の残高に対し、贈与税が課税される。

贈与者死亡時の残高については、贈与者の相続開始前3年以内に行なわれた贈与について、贈与者の相続開始日において受贈者が、①23歳未満である、②学校等に在学している、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除き、相続開始時におけるその残高を相続財産に加算することとする。

結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置の見直し 受贈者の前年の合計所得が1,000万円を超える場合には、適用対象とならないこととされ、合わせて適用期限が2年延長された。

福利厚生関連税制の項目別索引

右側の数字は掲載頁

■共通事項

・課税所得の範囲	9
・収入とすべき金額、算入すべき金額	9
・給与所得の範囲と所得の額	9
・経済的利益の範囲	9
・法人等の資産の専属的利用による経済的利益の額	9
・非課税所得の範囲	10
・非課税とされる職務上必要な給付	10
・消費税、地方消費税の税率	10
・消費税込み価格（総額表示）の義務と表示期間	10
・消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取り扱い	11
・消費税の非課税の範囲	11
・雑所得とは	12
・雑所得の例示	12
・現物給与の取り扱い	13
・一時所得とは	13
・一時所得の例示	13

■社宅・独身寮・寄宿舍

・使用人住宅、小規模住宅等の通常の賃貸料相当額の課税基準	13
・固定資産税の課税標準額	14
・通常の賃貸料の額の細目	14
・使用人への住宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算	14
・固定資産税の課税標準額の改訂があったときの賃貸料相当額（月額）の改算を要しない場合	14
・集合住宅の家賃、共益費、管理費等の消費税の判定	15
・役員に貸与した住宅の賃貸料相当額への課税基準	15
・役員に貸与した住宅等の経済的利益の判定上のプール計算	15
・役員に貸与したマンションの管理費	16
・役員に貸与したマンションの共用部分の取り扱い	16
・社員に家具等を貸与した場合の	

経済的利益	16
・独身寮の賃貸料相当額の計算	16
・寄宿舍等の電気代など	16
・寄宿舍等の貸与による使用料収入	16
・家賃補助金への課税	16
・職務上の必要に基づく社宅・寮等の貸与	17

■貯蓄・持ち株・NISA

・財形貯蓄の利子等の非課税限度額	17
・転職に伴う財形貯蓄非課税措置適用手続きの期限の延長	17
・社内預金引当信託における社内預金者の課税関係	17
・従業員持ち株会の構成員たる使用人の範囲	17
・育児休業中の財形貯蓄への利子所得等の非課税	18
・非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得等の非課税（NISA）	18
・NISAの非課税措置	18
・ジュニアNISA	18
・非課税期間終了後の上限額撤廃（ロールオーバー）	18
・つみたてNISA	18

■住宅借入金、取得費

・住宅借入金等特別税額控除	19
・住宅借入金等特別税額控除の適用	19
・基準利率	19
・無利息または著しく低い金利の住宅借入金	19
・利息相当額の評価	19
・特例基準割合による利率	19
・共済会等からの借入金	19
・共済会等からの融資が使用者からの借入金とされる要件	19
・居住開始年の途中で転勤命令により転居し、その後再居住した場合の住宅借入金等特別控除の適用の可否	20

・住宅の値引き販売による経済的利益	20
・住宅借入金特別控除額（住宅ローン控除）	20
・父母、祖父母などから住宅取得資金の贈与を受けたときの贈与税の扱い	20
・住宅の三世代同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例	23
・三世代同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除	23
・三世代同居改修工事の定義	23

■職場給食費

・食事の評価	23
・食事の支給による経済的利益がないものとする場合	24
・残業・宿直・日直者に支給する食事	24
・深夜勤務者への夜食代の支給	24
・宿日直料および宿日直勤務者への食事に対する課税特例	24

■通勤・交通費

・通勤手当非課税の原則	24
・障害者が2km未満を交通用具で通勤する場合の通勤手当の非課税限度額	24
・通勤手当の非課税限度額	24
・新幹線を利用した場合の非課税とされる通勤手当	25
・数カ所に勤務する者への通勤費	25
・アルバイトの通勤手当	25
・通勤手当と住宅手当を合算支給する場合の非課税の判定	25
・ノー・マイカーデー制度利用者への通勤手当	25
・時間外勤務が深夜に及ぶときのホテル代	25
・緊急業務での出社時に支給するタクシー代	25

■ユニホーム

・職務上着用が義務付けられている	
------------------	--

・ 制服, 身回品の支給・貸与	25	・ 経済的利益	30	・ 共済会等からの借入金	36
・ 制服に準ずる事務服, 作業服など	25	・ レク費用の判定	31	・ 共済会等からの融資が使用者からの借入金とされる要件	36
・ 背広支給の経済的利益	25	・ 慰安旅行の費用の要件	31		
		・ 使用者が負担する(ゴルフクラブの)入会金	31	■社会保険料	
■育児・育英費		・ 使用者が負担する(ゴルフクラブの)年会費など	31	・ 社会保険料控除	36
・ 企業主導型保育施設の割増償却	26	・ レジャークラブの入会金	32	・ 使用人契約の保険契約に係る経済的利益	37
・ 父母などから結婚・子育て資金の一括贈与を受けたときの贈与税の扱い	26	・ 使用者が負担する(レジャークラブの)入会金など	32	・ 使用者が負担する少額な保険料	37
・ 使用人等に給付される学資金	27	・ レク行事非参加者に支給される金銭の評価	32	・ 使用者が負担した使用人等の負担すべき社会保険料	37
・ 特別の関係がある者が使用人である場合の取り扱い	27			・ 健保組合の健康保険料の事業主負担による経済的利益	37
・ 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けたときの贈与税の扱い	27	■共済会・互助会		・ 外国の社会保障制度の下で支払った保険料	37
・ 従業員の遺児への育英資金	27	・ 法人でない社団の範囲	32		
・ ○○販売店遺児育英制度に基づいて給付される年金などの扱い	27	・ 非収益事業所等の非課税	32	■公的給付・補償	
		・ 法人の課税所得の範囲, 税率	33	・ 健保傷病手当金など	38
		・ 福利厚生を主たる目的として組織された従業員団体の収入・支出の損益の帰属	33	・ 協会健保の付加給付に係る課税の特例	38
		・ 従業員団体の損益帰属の特例	33	・ 業務上災害の補償金	38
		・ 収益事業を行なう法人の経理区分	33	・ 労災法の特別支給金	38
		・ 人格のない社団等から受ける収益の分配金	33	・ 遺族の受ける年金	38
		・ 福利厚生団体の解散に伴う一時金の取り扱い	33	・ 国家公務員の殉職により遺族に授与された賞じゅつ金への課税	38
		・ 人格のない社団等が財産の全部を分配した場合の残余財産の確定	34	・ 厚生年金給付への公課	41
		・ 収益事業の定義	34	・ 失業保険金に相当する退職手当, 休業手当金等の非課税	41
		・ 収益事業を行っていないことの判定	34		
		・ 非営利法人の主たる事業の判定	34	■慶弔災害給付	
		・ 収益事業の範囲	34	・ 結婚祝金品など	41
		・ 物品販売業の範囲	35	・ 創業記念品など	41
		・ 事業場を設けて行なわれるものとは	35	・ 永年勤続者への記念品など	41
		・ 労働者派遣業の範囲	35	・ 自由に選択できる永年勤続者表彰記念品	41
		・ 委託契約等による事業	35	・ 定年退職者の海外慰安旅行	42
		・ 本来の事業が収益事業に該当する場合	35	・ 創立記念に従業員, 元従業員等に支給する記念品	42
		・ 共済事業の収益判定	35	・ 成績優秀者への海外旅行の経済的利益	42
		・ 継続して行なうものの定義	35	・ 発明等に係る報奨金	42
		・ 収益事業の所得の運用	35	・ 心身の損害への見舞金	42
		・ 金銭貸付業に該当しない共済貸付	36	・ 葬祭料, 香典, 災害見舞金など	42
		・ 低廉な宿泊施設の要件	36	・ 労災保険法, 給与規定とは別に支払われる補償金	43
				・ 社葬の費用	43
				・ 贈与税の対象とならない弔慰金など	43
■教育訓練費					
・ 従業員の研修費用	28				
■健康・医療費					
・ 特定健診・保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取り扱い	28				
・ ○○エアロビクスセンターの入会金などの取り扱い	28				
・ 特定保健指導の指導料	28				
・ 特定保健指導に基づく運動施設の利用料	29				
・ 温泉型健康増進施設の利用料	29				
・ 運動療法施設の利用料金	29				
・ 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例	29				
・ 派遣医が支給を受ける診療の報酬など	29				
・ 医療費控除と控除対象の範囲	29				
・ 医療費を補填する保険金等の範囲	30				
・ 医療費を補填する保険金等に当たらないもの	30				
・ 人間ドックの費用負担給与課税	30				
・ 人間ドック費用の医療費控除	30				
■レクリエーション関連費					
・ 福利厚生施設などの提供による					

・非常用食料品の取り扱い	43	・法人が負担する傷害保険特約等の保険料	49	・法人が契約する個人年金保険の保険金の取り扱い	54
・従業員への災害見舞金	44	・法人が支払う介護費用保険の保険料を損金または必要経費に算入する時期と課税関係	49	・法人が支出した年金掛金等	54
・自社製品の被災者への提供費用	44	・高度障害保険金等に該当するものの	49	・確定給付企業年金の給付額から控除する「加入者負担額」	54
・災害、疾病時の資金貸付	44	・所得補償保険金の定義	49	・小規模企業共済等掛金控除	55
・災害時に取引先に低利または無利息でした融資	44	・海外の危険地域在住の従業員の損害保険契約の掛金を会社が負担する場合の経済的利益	50	・中退共制度への移行による打切支給の退職手当等として支払われる給与	55
・使用者が負担する役員、使用人の行為に基因する損害賠償金等	44	・定退者医療保険制度の保険料	50	・企業型確定拠出年金の加入者掛金の源泉控除等	55
■小口借付金		■旅費、海外渡航費		・確定拠出年金の掛金の損金算入	55
・課税しない無利息貸付など	45	・職務遂行、転任、退職者の遺族の転居のための旅行費用	50	・確定拠出年金の加入者掛金控除	55
・利息相当額の評価	45	・非課税とされる旅費の範囲	50	・確定拠出年金の拠出限度額	55
・平均調達金利による貸付金	45	・非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得区分	50	・確定拠出年金の非課税拠出限度額（月額）	55
・経済的利益が5,000円以下の貸付金	45	・単身赴任者が会議等に合わせ帰宅するときに支給される旅費	50	・確定拠出年金への移行による打切支給を退職手当等として支払われる給与	56
・金銭貸付業に該当しない共済貸付	45	・単身赴任者が職務上の旅行等を行なった場合に支給される旅費	51	・個人型の確定拠出年金への全員加入による打切支給が退職手当等として支払われる給与	56
・共済会等からの借入金	45	・単身赴任者等に支給するいわゆる着後滞在費	51	・確定給付企業年金への移行に伴い厚年基金プラスアルファ部分相当額を一時金として支給した場合の取り扱い	56
■自社製品割引など		・非課税とされる在外手当	51	・引き続き勤務する従業員に支払われる確定給付企業年金の制度終了に伴う一時金	56
・商品、製品等の値引き販売	46	・非居住者であった期間内の社会保険料、生命保険料	51	・確定給付企業年金の給付減額に伴い支給される一時金	56
・使用者が支給する商品、製品等の評価	46	・海外渡航費の範囲	51	・遺族が受ける給与および公的年金等および退職手当など	56
■保険関係費		・非課税とされる定年退職者への海外慰安旅行費	51	・年金支給による退職金の評価および遺族年金	57
・非課税とされる保険金、損害賠償金など	46	・成績優秀者を対象とした海外旅行の経済的利益への課税	52	・受給者が掛金を拠出することで退職後に支給される年金	57
・使用者契約の保険契約等に係る経済的利益	46	・国内で勤務する外国人に休暇帰国旅費として支給する金品	52	・定年前退職者への転進助成金	57
・使用人契約の保険契約等に係る経済的利益	47	■交際費・寄付金		■カフェテリアプラン	
・使用者が負担する少額な保険料	47	・給与等との区分	52	・カフェテリアプランによるボイソントの付与を受けたとき	57
・使用者が負担した使用人等の負担すべき生命保険料	47	・福利厚生費と交際費等との区分	52	・カフェテリアプランによる旅行費用等の補助を受けたとき	58
・養老保険の経済的利益	47	・講師への給食費	53	・カフェテリアプランによる医療費等の補助を受けたとき	58
・事業主が従業員に掛けている養老保険の生存給付金、満期保険金を受領した場合	48	・販売代理店等の従業員の健康診断費用	53		
・使用者契約の定期付き養老保険の経済的利益	48	・取引先への災害見舞金など	53		
・使用者契約の障害特約等を付した保険の経済的利益	48	・自社製品等の被災者への提供	53		
・定期保険の経済的利益	48	・被災者のための義援金等の範囲	53		
・非居住者であった期間内の社会保険料、生命保険料	48	■年金			
・身体に損害を受けた者以外の者が支払いを受ける傷害保険金など	49	・非課税年金の範囲	53		

福利厚生に関する税の取り扱い

(2019年6月1日現在) ※太字は新設・改正部分

目次（カッコ内は掲載頁）

1 共通事項 (9)	7 ユニホーム (25)	13 社会保険料 (36)	19 旅費、海外渡航費 (50)
2 社宅・独身寮・寄宿舎 (13)	8 育児・育英費 (26)	14 公的給付・補償 (38)	20 交際費・寄付金 (52)
3 貯蓄・持ち株・NISA (17)	9 教育訓練費 (28)	15 慶弔災害給付 (41)	21 年金 (53)
4 住宅借入金, 取得費 (19)	10 健康・医療費 (30)	16 小口借付金 (45)	22 カフェテリアプラン (57)
5 職場給食費 (23)	11 レク関連費 (28)	17 自社製品割引など (46)	
6 通勤・交通費 (24)	12 共済会・互助会 (32)	18 保険関係費 (46)	

※関係法等欄の「質疑応答事例」は18年7月1日、「タックスアンサー」は、18年4月1日時点の法令・通達等に基づいている。

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
1	1-1 課税所得の範囲		①非永住者以外の居住者 すべての所得が課税対象 ※②～⑤は略	所得税法第7条
	1-2 収入とすべき金額，算入すべき金額		1 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額または総収入金額に算入すべき金額は，その年において収入すべき金額（金銭以外の物または権利その他経済的な利益をもって収入する場合には，その金銭以外の物または権利その他経済的な利益の価額）とする。 2 金銭以外の物または権利その他経済的な利益の価額は，当該物もしくは権利を取得し，または当該利益を享受するときにおける価額とする。 3 略	所得税法第36条
	1-3 給与所得の範囲と所得の額		給与所得とは，俸給，給料，賃金，歳費および賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。 給与所得の額は，その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額とする。	所得税法第28条
通	経済的利益	1-4 経済的利益の範囲	経済的利益には，次に掲げるような利益が含まれる。 ① 資産の譲渡を無償または低い対価で受けた場合の資産の価額または対価の額との差額に相当する利益 ② 土地，家屋その他の資産（金銭を除く）の貸与を無償または低い対価で受けた場合における通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額との差額に相当する利益 ③ 金銭の貸し付けまたは提供を無利息または通常の利率よりも低い利率で受けた場合における通常の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額に相当する利益 ④ ②および③以外の用役の提供を無償または低い対価で受けた場合における用役について通常支払うべき対価の額と実際に支払う対価の額との差額に相当する利益	所得税基本通達36-15
事		1-5 法人等の資産の専属的利用による経済的利益の額	法人または個人の事業資産を専属的に利用することで個人が受ける経済的利益の額は，通常支払うべき使用料その他対価相当額（利用者の利用料を控除した額）とする。	所得税法施行令第84条の2

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
1 				

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
1 消費税 (続き)	1-10 消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取り扱い	1 給与所得等に対する源泉徴収 給与等が物品または用役などにより支払われる場合において、価額に消費税および地方消費税の額が含まれているときは、含めた金額が給与等の金額となる。 2 非課税限度額の判定 所得税基本通達36-22(課税しない経済的利益…創業記念品など)、36-38の2(食事の支給による経済的利益はないものとする場合)に定める非課税限度額の適用に当たっては、当該経済的利益につき、所定の評価方法により評価を行なった金額から、消費税および地方消費税の額を除いた金額をもって、非課税限度額を超えるかどうかの判定を行なうこととする。 また「深夜勤務に伴う夜食の現物支給に代えて支給する金銭に対する取り扱いについて」通達に定める非課税限度額の適用についても、上記に準じて取り扱う。 注 上記の金の10円未満の端数は、切り捨てる。	消費税法等の施行に伴う源泉所得税の取り扱いについて(法令解釈通達) 14・改正
1 消費税 (続き)	1-11 消費税の非課税の範囲	① 利子対価とする貸付金、信用の保証としての役務の提供、合同運用信託、公社債投資信託、信託報酬対価とする役務の提供、保険料対価とする役務の提供、その他これらに類するもの。 ② 次に掲げる療養もしくは医療またはこれらに類するものとしての資産の譲渡等 イ 健康保険法等に基づく療養の給付および入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、家族療養費または特別療養費の支給に係る療養並びに訪問看護療養費または家族訪問看護療養費の支給に係る指定訪問看護 ロ 精神保健および精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく医療、生活保護法の規定に基づく医療扶助のための医療の給付および医療扶助のための金銭給付に係る医療、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づく医療の給付および医療費または一般疾病医療費の支給に係る医療並びに障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく自立支援医療費、療養介護医療費または基準該当療養介護医療費の支給に係る医療 ハ 労働者災害補償保険法の規定に基づく療養の給付および療養の費用の支給に係る療養並びに同法の規定による社会復帰促進等事業として行なわれる医療の措置および医療に要する費用の支給に係る医療 ニ 自動車損害賠償保障法の規定による損害賠償額の支払いを受けるべき被害者に対する当該支払いに係る療養 ホ 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護その他の政令で定めるもの)、施設介護サービス費の支給に係る施設サービス(政令で定めるものを除く)その他これらに類するもの ヘ 教育に関する役務の提供(授業料、入学金、施設設備費など料金を対価とする部分に限る) ト 土地の譲渡、貸し付け、住宅の貸し付け	消費税法別表第一(第6条関係)

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
1 共通事項	1-12 雑所得とは	雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。 ① 雑所得の金額は次の金額の合計額とする。 ・その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額 ・その年中の雑所得（公的年金等に係るものを除く）に係る総収入金額から必要経費を控除した金額 ② 公的年金等控除額は、次の金額の合計額とする。ただし、合計額が70万円に満たないときは70万円。 ・50万円 ・その年中の公的年金等の額から50万円を控除した残額の次の区分に応じそれぞれに掲げる金額 - イ 当該残額が360万円以下の場合 当該残額の100分の25に相当する金額 - ロ 当該残額が360万円を超え720万円以下の場合 90万円と当該残額から360万円を控除した金額の100分の15に相当する金額との合計額 - ハ 当該残額が720万円を超える場合 144万円と当該残額から720万円を控除した金額の100分の5に相当する金額との合計額	所得税法第35条
1 共通事項	1-13 雑所得の例示	次に掲げる所得は雑所得に該当する。 ① 勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの ② 人格のない社団等の構成員が受ける収益の分配金（清算分配金、脱退による持ち分の払戻金を除く） ③ 役務の提供の対価が給与とされる者の契約金 ④ 就職に伴う転居のために支払いを受けた旅行費用のうち、通常必要であると認められる範囲を超えるもの ⑤ 役員・使用人が職務に関連して取引先から贈与等により取得する金品 ⑥ 法人の株主等がその地位に基づき当該法人から受ける経済的な利益で配当所得とされないもの ⑦ 所得税法施行令第183条、184条1項、185条、186条の年金に係る雑所得の金額の計算の規定の適用を受ける年金	所得税基本通達35-1 11・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
1 共通事項 (続き)	1-14 現物給与の取り扱い	給与は、金銭で支給されるのが普通だが、食事の現物支給や商品の値引販売などのように次に掲げるような物、権利その他の経済的利益をもって支給されることがある。 ① 物品その他の資産を無償または低い価額により譲渡したことによる経済的利益 ② 土地、家屋、金銭その他の資産を無償または低い対価により貸し付けたことによる経済的利益 ③ 福利厚生施設の利用など②以外の用役を無償または低い対価により提供したことによる経済的利益 ④ 個人的債務を免除または負担したことによる経済的利益 これらの経済的利益を一般に現物給与といい、原則として給与所得の収入金額とされるが、現物給与には金銭給与と異なる性質があるため、特定の現物給与については、課税上金銭給与とは異なった取り扱いが定められている。	源泉徴収のあらましより
	一時所得	1-15 一時所得とは 一時所得とは、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で、労務その他の役務または資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。 ① 一時所得の金額は、その年中の一時所得に係る総収入金額からその収入を得るために支出した金額の合計額を控除し、その残額から一時所得の特別控除額を控除した金額とする。 ② 一時所得の特別控除額は50万円（50万円に満たない場合は当該残額）とする。	所得税法第34条
	1-16 一時所得の例示	次の所得は一時所得に該当する。 ① 人格のない社団等の解散により受ける清算分配金または脱退により受ける持ち分の払戻金 ② 労働基準法第114条〈付加金の支払い〉の規定により支払いを受ける付加金 ③ 法人からの贈与により取得する金品（業務に関して受けるものおよび継続的に受けるものを除く） ④ 生命保険契約に基づく一時金、損害保険契約に基づく満期返戻金	所得税基本通達34-11・改正
2 社宅・独身寮・寄宿舎	賃貸料相当額の計算 2-1 使用人住宅、小規模住宅等※の通常の賃貸料相当額の課税基準 ※小規模住宅等とは、床面積132m²以下（木造以下は99m²以下）	下記の「通常の賃貸料相当額（月額）」の50%以上を徴収しているときは非課税（社有社宅、借上社宅共通）とする（敷地のみの貸与は対象外）。 ・賃貸料相当額（月額）＝その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×0.2%＋12円×（その家屋の総床面積m²÷3.3m²）＋その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×0.22%	所得税基本通達36-45、同36-41、同36-47 ※9頁の所得税法施行令第84条の2参照

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
2 社 宅 ・ 独 身 寮 ・ 寄 宿 舎 (続 き)	賃貸料相当額の計算(続き)	2-2 固定資産税の課税標準額	家屋等に対する固定資産税の課税標準額は、賦課期日である1月1日における固定資産の価格として固定資産課税台帳に登録されている。 土地と家屋については、原則として3年ごとに価格の見直しが行なわれる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得23)
	使用人住宅	2-3 通常の賃貸料の額の細目	15頁の2-7の所得税基本通達36-40または13頁の2-1の同36-41により通常の賃貸料の額を計算する場合には、それぞれ次による。 ① 例えば、1棟の建物の一部である場合または1筆の土地の一部である場合のように、固定資産税の課税標準額が貸与した家屋または敷地以外の部分を含めて決定されている場合 当該課税標準額を基として求めた通常の賃貸料の額をその建物または土地の状況に応じて合理的に按分するなどにより、貸与した家屋、敷地に対応する通常の賃貸料の額を計算する。 ② 住宅等の固定資産税の課税標準額が改訂された場合 その改訂後の課税標準額に係る固定資産税の第1期の納付期限の属する月の翌月分から、改訂後の課税標準額を基として計算する。 ③ 住宅等が年途中で新築された家屋のように固定資産税の課税標準額が定められていないものである場合 当該住宅等と状況の類似する住宅等に係る固定資産税の課税標準額に比準する価額を基として計算する。 ④ 住宅等が月途中で役員の居住の用に供されたものである場合 居住の用に供された日の属する月の翌月分から、通常の賃貸料の額を計算する。	所得税基本通達36-42
		2-4 使用人への住宅等の貸与による経済的利益の有無の判定上のプール計算	すべての使用人からバランスのとれた賃貸料を徴収している場合には、徴収賃貸料の合計額が賃貸料相当額(月額)の合計額の50%相当額以上であれば、これらすべての使用人につき住宅等の貸与による経済的利益はないものとする。 一括してこれらの合計額の計算が困難なときは1カ所または数カ所の事業所等の区分に応じて行なって差し支えない。	所得税基本通達36-48 11・改正
		2-5 固定資産税の課税標準額の改訂があったときの賃貸料相当額(月額)の改算を要しない場合	① 改訂後の課税標準額が現に通常の賃貸料相当額(月額)の額の計算の基礎となっている課税標準額に比し20%以内の増減にとどまるとき。 ② 20%以内であるか否かの判定は、使用人に貸与したすべての住宅等を一括してまたは1カ所もしくは数カ所の事業所等の区分ごとに行なって差し支えない。	所得税基本通達36-46 11・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
2 社 宅 ・ 独 身 寮 ・ 寄 宿 舎 (続 き)	2-6 集合住宅の家賃、共益費、管理費等の消費税の課税・非課税の判定	集合住宅においては、施設の使用料または役務の提供の対価を家賃や共益費として収受する場合、またはこれらと別建てで収受する場合があるが、それぞれの場合についての取り扱いの基本的な考え方は次のとおり。 ① 家賃……住宅の貸し付けとは別に貸し付けの対象となっていると認められる施設や動産部分およびサービス部分については、一括家賃として収受したとしても合理的に区分のうえ課税対象となる。 したがって、①通常単独で賃貸借やサービスの目的物となる駐車場施設、プール・アスレチック施設等については、全住宅の貸し付けについて付属する場合や住人のみの利用が前提となっている場合など、住宅に対する従属性がより強固な場合にのみ非課税とされ、②もともと居住用としての従属性が認められる倉庫や家具などの施設または動産については、全体を家賃として収受している以上、非課税として取り扱う。ただし、入居者の別注により賃貸借の対象となっているものは課税となる。 ② 共益費……住宅を共同で利用する上で居住者が共通に使用すると認められる部分の費用を居住者に応分に負担させる性格のものについては、共益費、管理費等その名称にかかわらず非課税となる。 ③ 別建請求する各種料金……個別に内容を判定することとなるが、②の共益費に該当するもの以外は、課税対象となる。	質疑応答事例 消費税（非課税（住宅の貸し付け）5）
寄 宿 舎 (続 き)	役員住宅	2-7 役員に貸与した住宅の賃貸料相当額（月額）への課税基準 下記の「賃貸料相当額（月額）」と徴収する使用料との差に課税 ① 通常の賃貸料の額（月額）＝〔その年度の家屋の固定資産税の課税標準額×12%（木造以外は10%）＋その年度の敷地の固定資産税の課税標準額×6%〕×1/12 ※木造家屋以外の家屋は耐用年数30年超の住宅用建物を指し、30年以下は木造家屋とする。 ② 借上社宅の場合の賃貸料相当額（月額）＝家賃の50%または上記算式による額のいずれか多い額 ③ 床面積132㎡以下（木造以外は99㎡以下）は、社有、借り上げとも、14頁の項目2-1の所得税基本通達36-41（小規模住宅の通常の賃貸料相当額）の計算式による ④ 床面積240㎡超など社会通念上一般に貸与される住宅を超える豪華社宅の通常の賃貸料＝時価による	所得税基本通達36-40～42 源泉所得税個別通達95.4.3
	2-8 役員に貸与した住宅等の経済的利益の判定上のプール計算	すべての役員からバランスのとれた賃貸料を徴収している場合に、徴収賃貸料の合計額が本頁の項目2-7の所得税基本通達36-40、13頁の同2-1の同36-41、14頁の同2-3の同36-42、所得税基本通達36-43（通常の賃貸料の額の計算の特例）の賃貸料相当額（月額）の合計額以上であれば、これらすべての役員につき住宅等の貸与による経済的利益はないものとする（いわゆる豪華社宅はプール計算から除く）。	所得税基本通達36-44 11・改正

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
2 社 宅 ・ 独 身 寮 ・ 寄 宿 舎 (続 き)	役員住宅 (続き)	2－9 役員に貸与したマンションの管理費	管理費等が家主に支払う賃借料の額に含まれて支払われているときであっても、その総額によって「通常の賃貸料の額」(所得税基本通達36－40)を計算して差し支えない。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得24)
		2－10 役員に貸与したマンションの共用部分の取り扱い	マンションの1室を会社が借り受けてこれを役員に貸与した場合の「通常の賃貸料の額」の計算は次のとおり。 ① 「固定資産税の課税標準額」は、共用部分を含めて判定する。 ② 「小規模住宅等」かどうかは、共用部分を含めて判定する。 ③ 「通常の賃貸料の額」の算定は、社宅としてのその資産の利用の対価に相当する額を算出しようとするもので、共用部分も含めて判定すべき。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得22)
		2－11 社員に家具等を貸与した場合の経済的利益	自社所有またはリースによる家具等を役員・従業員に貸与する場合の経済的利益は、社宅の賃貸料相当額の計算とは区分して評価する。 評価は、その家具等を貸与した場合に通常支払われる対価の額となるが、自社所有の場合は定額法によって減価償却費相当額を基礎として合理的に算出した額をもって経済的利益の額とする。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得25)
寮 ・ 寄 宿 舎 (続 き)	独身寮	2－12 独身寮の賃貸料相当額(月額)の計算	各室の賃貸料相当額は、13頁の項目2－1の所得税基本通達36－41の計算式で求めた建物全体の額に各部屋の専用面積を乗じ、建物全体の専用面積で除して求める(相部屋はさらに同居者数で除す)。 ・各室の通常の賃貸料の額＝A×B÷C A＝その建物全体の評価算式で計算した通常の賃貸料 B＝各部屋の専用面積 C＝その建物全体の専用面積	所得税基本通達36－41、36－45など(小社刊『福利厚生者の税百科』による)
		2－13 寄宿舎等の電気料など	使用者が寄宿舎(これに類する施設を含む)の電気、ガス、水道等の料金を負担することによる経済的利益は、当該料金の額が居住に通常必要であると認められる範囲内のものであり、かつ各人ごとの使用部分に相当する金額が明らかでない場合に限り、課税しなくて差し支えない。	所得税基本通達36－26
		2－14 寄宿舎等の貸与による使用料収入	使用人に寄宿舎等を利用させることにより受ける使用料に係る所得は、当該事業から生ずる所得に該当する。	所得税基本通達26－8
2－15 家賃補助金への課税		給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費および賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。(したがって、家賃補助金や住宅手当は給与として課税対象になる)	所得税法第28条第1項	

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
2 社 宅 ・ 独 身 寮 ・ 寄 宿 舎 (続 き)	2-16 職務上の必要に基づく 社宅・寮等の貸与	社宅や寮等が無償提供している場合でも、使用者が職務遂行の必要に基づき居住場所（公邸を含む）を指定したものであるときは、貸与を受けることによる経済的利益には課税しない。具体的には、次のようなものが該当する。 ① 船舶乗組員の船室 ② 常時交替制で昼夜作業に従事するため常時早朝または深夜に出出勤する者に提供する家屋または部屋 ③ 時間外勤務を常例とする看護師、守衛等および勤務場所を離れての居住困難者に提供する家屋または部屋 ④ 次に掲げる家屋または部屋 イ 早朝または深夜勤務を常例とするホテル、旅館、牛乳販売店等の住み込み使用人に提供する部屋 ロ 季節的労働に従事する期間に提供する部屋 ハ 鉱山の採掘場勤務者に提供する家屋または部屋 ニ 工場寄宿舍その他の寄宿舍で事業所等の構内またはこれに隣接する場所に設置されているものの部屋	所得税基本通達9-9 02・改正
	財形貯蓄	3-1 財形貯蓄の 利子等の非課税限 度額 55歳未満の勤労者は財形住宅貯蓄、財形年金貯蓄を合わせ元本550万円までへの利子等は非課税とする（保険型商品の財形年金貯蓄は元本385万円まで）。	租税特別措置 法第4条の2、 同第4条の3
3 貯 蓄	3-2 転職に伴う 財形貯蓄非課税措 置適用手続きの期 限の延長	新たな勤務先で従前の財形住宅（年金）貯蓄に継続して非課税措置の適用を受けるためには旧勤務先退職などの日から2年経過日までに手続きをすることができる。	租税特別措置 法施行令第2 条の19
・ 持 ち 株 ・ N I S A	3-3 社内預金引当信託にお ける社内預金者の課税関係	〔照会〕 協会加盟各社では、企業が社内預金者に対して負担する社内預金の元本の払い戻し債務の履行を確保するため、保全措置として、企業を委託者兼収益受益者、社内預金者を元本受益者とし、会社破綻等の一定の事由が生じたときに元本受益権が行使される単独運用信託（社内預金引当信託）を取り扱っている。 今回、元本受益者は会社破綻等の事由が生ずるまでは受益権を有しないこととするなどの見直しをした。見直し後の契約に基づく元本受益者である社内預金者に係る課税関係は、どのように取り扱うべきか。 〔回答〕 1 社内預金引当信託の設定時においては、元本受益者である社内預金者に課税関係は生じない。 2 会社破綻等の事由が生じ、元本受益権が行使され、元本受益者である社内預金者が信託財産から弁済を受けた場合、社内預金元本額以下の部分の金額については、所得税法上の課税所得にはならない。	文書回答事例 所得税 国税庁 08.2.25
	持ち株	3-4 従業員持ち 株会の構成員たる 使用人の範囲	法人税法基本通達1-3の2-4 10・新設

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
3 貯 蓄 ・ 持 ち 株 ・ N I S A (続 き)	3-5 育児休業中の財形貯蓄への 利子所得等の非課税	① 勤労者が、育児休業等の申告書を、休業開始日までに勤務先等を経由して所轄税務署長に提出した場合には、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に基づき休業等の開始の日の直前に金銭等の払い込みをすべき日から終了の日後最初に金銭等の払い込みをすべき日（以下「再開日」）までの間は、金銭等の払い込みがないときであっても、引き続き非課税措置を適用する。 ② 再開日に払い込みがなかった場合には、①にかかわらず、財形住宅（年金）貯蓄の利子等については、非課税措置は適用しない。 ③ これらの改正は、15年4月1日以後に申告書を提出する場合について適用される。	租税特別措置 法施行令第2 条の21の2
	NISA 3-6 非課税口座 内の少額上場株式 等に係る配当所得 および譲渡所得等 の非課税（NISA）	① 18歳以上の居住者等が、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間（以下「非課税期間」）内に支払いを受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等については、所得税を課さない。 ② 居住者等が、非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合におけるその譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。 ③ 19年1月1日以降、非課税口座簡易開設届出書の提出による非課税口座の開設が可能に	租税特別措置 法第9条の8、 同37条の14 19・改正
	3-7 NISAの非 課税措置	NISAの非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額を16年1月1日以後120万円とする。	租税特別措置 法第37条の14
	3-8 ジュニア NISA	18歳未満の居住者等について、ジュニアNISAを創設する。未成年者口座に設けた次の勘定区分に応じ、非課税期間内に支払いを受けるべき上場株式等の配当等および期間内に譲渡した譲渡所得には所得税を課さない。 ①非課税管理勘定 設定できる年 16～23年の各年 非課税期間 5年間 ②継続管理勘定 設定できる年 24～28年 非課税期間 20歳である年の前年の12月31日 16年1月1日以後に開設の申し込みがなされ、同年4月1日より口座に受け入れる上場株式等に適用する。	租税特別措置 法第9条の9、 同37条の14の 2 19・改正
	3-9 非課税期 間終了後の上限額 撤廃（ロールオー バー） （NISA・ジュニア NISA）	上場株式等の取得対価の額の合計額が120万円（ロに掲げる株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの ロ 他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に政令で定めるところにより移管がされる上場株式等	租税特別措置 法第37条の14 第5項第2号イ 17・改正
	3-10 つみたて NISA	家計の安定的な資産形成を支援する観点から少額からの積立・分散投資を促進するための「つみたてNISA」を創設 年間の投資上限額 40万円 ※従来型NISAとの選択適用 非課税期間 20年間（37年まで） 投資対象 投資信託 投資方法 契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	18・新設 租税特別措置 法第37条の14

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
4 住 宅 借 入 金 、 取 得 費	住宅借入金	4-1 住宅借入金等特別税額控除	住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の適用について その年分の所得税の額から住宅借入金等特別税額控除額を控除する。 ただし、住宅借入金等には無利息または著しく低い金利（基準利率）であるときとして政令で定める場合には当該住宅借入金等を含まない。	租税特別措置法第41条第14項 同施行令第26条第27項
		4-2 住宅借入金等特別税額控除の適用	次の①または②の住宅借入金等に掲げる金額が、措置法令第26条第27項第1号、第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号、第2号に規定する場合に該当する。 ① 使用者から借り入れた住宅借入金等 その年に支払うべき利息の額の合計額 ② 使用者から利子補給金を受けている住宅借入金等 その年に支払うべき利息の額からその年に支払いを受けた利子補給金の額を控除した残額	租税特別措置法通達41-2113・改正
		4-3 基準利率	財務省令で定める利率は年0.2%の利率とする。	租税特別措置法施行規則第18条の21第16項 17・改正
		4-4 無利息または著しく低い金利の住宅借入金	役員または使用人が無利息または著しく低い金利で事業主から受けた住宅借入金の経済的利益は課税対象となる。課税の判定は項目4-6の特例基準割合による利率による。課税に際しては、貸付利率との差額が給与として課税される（列挙される例外を除く）。	タックスアンサー 源泉所得税 特殊な給与 No.2606
		4-5 利息相当額の評価	使用者が役員・使用人に貸し付けた金銭の利息相当額は、使用者が他から借り入れて貸し付けたことが明らかな場合はその借入利率により、その他の場合は貸し付けをした日の特例基準割合による利率により評価する。	所得税基本通達36-4913・改正
		4-6 特例基準割合による利率	財務大臣が告示する割合に年1%を加算した割合（財務省告示18年12月12日第336号 年0.6%） 租税特別措置法第93条第2項で年1%を加算と規定	財務省告示18・改正 租税特別措置法第93条第2項
		4-7 共済会等からの借入金	共済会等の構成員が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた新築等または増改築に係る借入金は、その共済会等の行なう事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当する。 ※該当するか否かの判定は所得税率は所得税基本通達2-8、2-9による。	租税特別措置法通達41-1513・改正 ※9頁の項目1-4の所得税基本通達36-15③参照
		4-8 共済会等からの融資が使用者からの借入金とされる要件	共済会等が行なう事業が使用者の事業の一部と認められる場合には、使用者からの借入金として住宅借入金等特別控除の対象となる。	質疑応答事例 所得税（税額控除17）

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
4 住 宅 借 入 金 、 取 得 費 (続 き)	住宅借入金 (続き)	4－9 居住開始年の途中で転勤命令により転居し、その後再居住した場合の住宅借入金等特別控除の適用の可否	住宅の取得等をして家屋を自己の居住の用に供した居住者が、転任の命令その他やむを得ない事由により、その家屋を居住の用に供しなくなった後、その事由が消滅し、翌年以後、再びその家屋を居住の用に供した場合には、再び居住の用に供した日の属する年以後の各適用年において住宅借入金等特別控除の適用を受けることができる。	質疑応答事例 所得税（税額控除44）
	4－10 住宅の値引き販売による経済的利益	土地、建物等の不動産の値引き販売による経済的利益は、次の理由から、所得税基本通達36－23の値引き販売の取り扱いを適用できない。 ① 経済的利益の額が極めて多額で、少額不追及の趣旨に添わないこと。 ② 不動産は一般の消費者が自己の生活で通常消費するようなものでないこと。	質疑応答事例 源泉所得税（給与所得16）	
住宅ローン 控除	4－11 住宅借入金等特別控除額 (住宅ローン控除)	09年1月1日から21年12月31日までの間に居住の用に供した場合はその年分の所得税の額から住宅借入金等特別税額控除額を控除する。 ① 新築、中古住宅の取得または増改築等 居住年 控除期間 借入限度額 控除率 最大控除可能額 09～10年 10年間 5,000万円 1.0% 500万円 11年 10年間 4,000万円 1.0% 400万円 12年 10年間 3,000万円 1.0% 300万円 13年 10年間 2,000万円 1.0% 200万円 14年～21年 10年間 4,000万円 1.0% 400万円 ② 認定長期優良住宅の新築で取得をした場合 居住年 控除期間 借入限度額 控除率 最大控除可能額 09～11年 10年間 5,000万円 1.2% 600万円 12年 10年間 4,000万円 1.0% 400万円 13年 10年間 3,000万円 1.0% 300万円 14年～21年 10年間 5,000万円 1.0% 500万円	租税特別措置 法第41条 19・改正	
	4－12 父母、祖父母などから住宅取得資金の贈与を受けたときの贈与税の扱い	15年1月1日から21年12月31日までの間に、自己の居住の用に供する家屋の新築、取得、増改築等の対価に充てるため、直系尊属（父母、祖父母）から取得した金銭のうち、次の限度額までは贈与税が非課税になる。 (万円) ① 新築など（契約締結日） 省エネなど その他 19年4月1日～20年3月31日 3,000 2,500 20年4月1日～21年3月31日 1,500 1,000 21年4月1日～21年12月31日 1,200 700 ② 住宅取得の対価等の消費税額等が100%の場合（同上） 15年12月31日まで 1,500 1,000 16年1月1日～20年3月31日 1,200 700 20年4月1日～21年3月31日 1,000 500 21年4月1日～21年12月31日 800 300	租税特別措置 法第70条の2 19・改正	

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
4 住 宅 借 入 金 、 取 得 費 (続 き)	住宅ローン 控除 (続き)	個人所有の居住用の家屋について三世代同居改修工事等をして、16年4月1日から21年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の対象に追加し、その三世代同居改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高(1,000万円を限度)の区分に応じ所得税の額から控除する この特例は、住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除との選択適用とし、控除期間は5年とする。適用対象となる住宅借入金等は、償還期間5年以上の住宅借入金等とする。 (イ) 一定の三世代同居改修工事に係る工事費用(250万円を限度)に相当する住宅借入金等の年末残高 2% (ロ) (イ) 以外の住宅借入金等の年末残高 1%	租税特別措置法第41条・第41条の3の2 租税特別措置法施行令26の4 租税特別措置法施行規則第18条の23の2 震災特例法第13条・第13条の2 16・新設
	4-13 住宅の三世代同居改修工事等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例	個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の三世代同居改修工事をして、当該居住用の家屋を16年4月1日から21年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合を既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象に追加し、その三世代同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税の額から控除する。その年の合計所得が3,000万円を超える場合は適用外	租税特別措置法第41条の19の3 租税特別措置法施行令第26条の28の5
	4-14 三世代同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除	①調理室、②浴室、③便所または④玄関のいずれかを増設する工事(改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。)であって、その工事費用(補助金等の交付がある場合には、当該補助金等の額を控除した後の金額)の合計額が50万円を超えるものをいう。	16年国土交通省告示第585号
5 職 場 給 食 費	食事の評価	役員・使用人に支給する食事は、次により評価する。 ① 使用者が調理して支給する食事=その食事の材料等に要する直接費の額に相当する金額 ② 使用者が購入して支給する食事=その食事の購入価額に相当する金額	所得税基本通達36-38 75・改正 ※9頁の所得税法第36条参照
	5-1 食事の評価	役員・使用人から実際に徴収している対価の額が上記により評価した当該食事の価格の50%相当以上である場合は経済的利益はないものとする。 ただし、食事の価格から徴収している対価の額を控除した残額が月額3,500円を超えるときは、この限りでない。 この場合の使用人の負担額が3,500円を超えるかどうかは、食事の価額からその人の負担した金額を差し引いた後の残額に108分の100を乗じた金額により判定する。	所得税基本通達36-38の2 84・改正 消費税法14・改正
	食事の経済的利益の判定	5-2 食事の支給による経済的利益がないものとする場合	

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
5 職 場 給 食 費 (続 き)	残 業・宿 直・日直者 等の食事の 扱い	5－3 残業・宿 直・日直者に支給 する食事	残業・宿直・日直をした者（通常の勤務時間外にこれらの勤務を行なった者に限る）に支給する食事は課税しなくて差し支えない。	所得税基本通 達36－24 75・改正 ※9頁の所得 税法第36条 参照
		5－4 深夜勤務者 への夜食代の支給	深夜勤務者（午後10時から午前5時までにおよび勤務）に対し使用者が調理施設を有しないなどにより、夜食の現物支給に代えて通常の給与に加算し、勤務1回ごとに定額で支給する金銭は、次の場合、課税しなくて差し支えない。 1回の支給額（税抜き）が300円以下のとき 300円を超えるかどうかは支給額×108分の100で判定する（10円未満切り捨て）。	源泉所得税個 別通達 84.7.26 04・改正 消費税法 14・改正
		5－5 宿日直料お よび宿日直勤務者 への食事に対する 課税特例	宿直料・日直料は給与等に該当する。ただし、次のいずれかに該当する場合を除き、勤務1回当たりの支給額のうち4,000円までの部分は課税しない（支給される食事があるときは4,000円からその食事の価格を控除した残額）。 ① 休日・夜間の留守番だけのために雇用された者への支給 ② その場所に居住し、休日・夜間の留守番のための勤務者への支給 ③ 宿直・日直をその者の通常の勤務時間内の勤務として行なった者および代日休暇が与えられる者への支給 ④ 通常の給与等に比例して支給される宿直料・日直料	所得税基本通 達28－1 98・改正
6 通 勤 ・ 交 通 費	通勤手当	6－1 通勤手当非 課税の原則	次の所得には所得税を課さない。 通常の給与に加算して受ける通勤手当（類するものを含む）のうち、一般の通勤者に通常必要と認められる部分。	所得税法第9 条第1項第5号
		6－2 障害者が 2km未満を交通用 具で通勤する場合 の通勤手当の非課 税限度額	交通機関を利用したとした場合の合理的な運賃の額を非課税限度額（自動車通勤による実費の範囲内に限る）として取り扱って差し支えない。 なお、本来は交通用具使用者に対する通勤手当は通勤距離2km未満の場合はその全額が課税対象になる。	質疑応答事例 源泉所得税 （給与所得6）
		6－3 通勤手当の 非課税限度額	非課税所得に該当するものは、以下の通勤手当とする。 ① 交通機関または有料道路利用者 1ヵ月15万円まで ② 自転車・自動車など交通用具利用者 片道 2km未満 課税 片道 2km以上10km未満 1ヵ月 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上25km未満 12,900円 25km以上35km未満 18,700円 35km以上45km未満 24,400円 45km以上55km未満 28,000円 55km以上 31,600円 ③ 交通機関利用者の通勤定期券 1ヵ月15万円まで ④ 交通機関または有料道路のほか交通用具併用者への通勤手当、通勤定期券 ①＋②が1ヵ月15万円まで	所得税法施行 令第20条の2 16・改正

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
6 通 勤 ・ 交 通 費 (続 ぎ)	通勤手当 (続き)	6-4 新幹線を利用した場合の非課税とされる通勤手当	非課税とされる通勤手当には、新幹線を利用した場合の運賃も含まれる。 ただし、特別車両料金等は含まれない。	所得税基本通達9-6の3
		6-5 数カ所に勤務する者への通勤費	1カ月に同一企業の数カ所の営業所に勤務するときはそれぞれの通勤費の合計が15万円以下であれば非課税になる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得7)
		6-6 アルバイトの通勤手当	通勤手当の非課税限度額は、月額で判定する。 いわゆるアルバイトやパートタイマーのように、断続的に勤務する者に支給する通勤手当であっても、日割額によるべき旨は規定されておらず、通勤手当のうち非課税とされる金額はその月中に支給する通勤手当の合計額のうち、上記の所得税法施行令第20条の2に非課税限度額として規定されている額に達するまでの金額となる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得10)
		6-7 通勤手当と住宅手当を合算支給する場合の非課税の判定	給与明細書等において、通勤費の実費部分の額が通常の給与に加算して支給される通勤手当として区分識別できるのであれば、10頁の項目1-6の所得税法第9条に規定する非課税の通勤手当として認められる。 定額の範囲内で支給される通勤費の実費が、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤経路、方法による運賃等の額であり、かつ、金額が区分識別し得るものであれば、通勤手当に該当するものとして認めて差し支えない。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得11)
		6-8 ノー・マイカーデー制度利用者への通勤手当	自家用車、オートバイを使用して通勤している者にノー・マイカーデー当日の通勤のため、公共交通機関への切り替えを促進するために支給するエコ乗車券を別途、通勤手当として現物支給したときの支給額は、通勤手当の非課税限度額を適用して差し支えない。	文書回答事例 所得税 10.7.23
		6-9 時間外勤務が深夜に及ぶときのホテル代	時間外勤務が深夜におよび通常使用している交通機関等が利用できず、近隣のホテルに宿泊したときの費用は役務提供の対価としての性格に欠けるか希薄であり、給与として課税する必要はない。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得30)
		6-10 緊急業務での出社時に支給するタクシー代	次の場合には課税されない。 1 緊急業務のため出勤する従業員に支給するタクシー代 2 交通機関のストライキの際に自動車出勤した従業員に支給するガソリン代の実費	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得12)
7 ユ ニ ホ ム		7-1 職務上着用が義務付けられている制服、身回品の支給・貸与（再掲）	職務の性質上制服を着用すべき者が使用者から支給・貸与される制服その他の身回品の経済的利益は非課税とする。	所得税法施行令第21条第1項第2、第3号
		7-2 制服に準ずる事務服、作業服など	専ら勤務場所のみににおいて着用するために支給・貸与される事務服、作業服等に対する課税は上記の所得税法施行令第21条に準じて取り扱って差し支えない。	所得税基本通達9-8
		7-3 背広支給の経済的利益	私服として着用できるものを制服として支給した場合は給与所得として課税する必要がある。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得17)

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
8 育 児 ・ 育 英 費	8	8-1 企業主導型保育施設の割増償却	青色申告書を提出する個人・法人が18年4月1日から20年3月31日までの間に企業主導型保育施設用資産の取得等をして、保育事業の用に供した場合には3年間12%（建物等は15%）の割増償却ができる。 対象となる償却資産は保育施設の建物、幼児遊戯用構築物等（遊戯用構築物、遊戯具、家具、防犯設備）が該当する。 また、17年度に新設された「地域決定型地方税特例措置」により「企業主導型・家庭的・居宅訪問型・事業所内」の4保育事業については固定資産税及び都市計画税の算出基礎となる課税標準を最初の5年間、価格の2分の1を参酌して、3分の1～3分の2の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額に軽減される。	租税特別措置法第47条 18・新設
		8-2 父母などからの結婚・子育て資金の一括贈与を受けたときの贈与税の扱い	15年4月1日から21年3月31日までの間に、20歳以上50歳未満で前年の所得が1,000万円未満の人が、結婚・子育て資金に充てるため直系親族から金銭受益権の付与、贈与により取得した金銭の銀行等への預入、有価証券の購入をしたときは、1,000万円まで贈与税を非課税とする。 ① 結婚に際して支払う金銭（300万円まで） ・挙式費用、衣装代等の婚礼（結婚披露）費用 ・家賃、敷金等の新居費用、転居費用 ② 妊娠、出産、育児に要する金銭 ・不妊治療・妊婦健診の費用 ・分娩費など・産後ケアの費用 ・子の医療費、幼稚園・保育所等の保育料（ベビーシッター代を含む） ・母親の産後健診費用	租税特別措置法第70条の2の3 19・改正
	育	修学費用		
英 費		8-3 非課税とされる奨学金	学資に充てるために給付される金品、扶養義務者相互間において扶養義務履行のために給付される金品には所得税を課さない。給与その他对価の性質を有するものを除く。	所得税法第9条第1項第15号
		8-4 通常の給与に加算して受ける学資に充てるため給付される金品	学資に充てるため給付される金品で、給与その他对価の性質を有するもののうち、使用者から受けるものについて非課税となるのは、通常の給与に加算して受けるものに限られるのであるから、所得税法第9条第1項第15号イからニまでに掲げる場合に該当しない学資に充てる給付であっても、通常の給与に代えて給付されるものは、非課税とならないことに留意する。 イ 当該法人の役員の学資 ロ 当該法人の役員・使用人の配偶者 ハ 当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族（当該個人と生計を一にする者を除く）の学資 ニ 当該個人の使用人（当該個人の営む事業に従事する当該個人の配偶者その他の親族を含む）の配偶者その他の当該使用人と政令で定める特別の関係がある者（当該個人と生計を一にする者を除く）の学資	所得税基本通達9-14 16・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
8 育 児 ・ 育 英 費 (続 き)	修学費用 (続き)	学資金のうち、前頁項目8-4のイからニまでに規定する給付は、原則として、当該給与所得を有する者に対する給与等として課税することに留意する。	所得税基本通達9-15 16・改正
	8-5 使用人等に給付される学資金	学資金のうち、前頁項目8-4のイからニまでに規定する給付は、原則として、当該給与所得を有する者に対する給与等として課税することに留意する。	所得税基本通達9-15 16・改正
	8-6 特別の関係がある者が使用人である場合の取り扱い	学資金の給付を受ける者が、法第9条第1項第15号ロまたはニに規定する特別の関係がある者であり、かつ、当該給付をする者の使用人（役員または親族を除く）である場合には、特別の関係がある者のみを対象としているときを除き、当該給付は同号ロまたはニの給付には該当しないものとして取り扱って差し支えない。	所得税基本通達9-16 16・改正
	8-7 祖父母などから教育資金の一括贈与を受けたときの贈与税の扱い	13年4月1日から21年3月31日までの間に、30歳未満で前年の所得が1,000万円未満の人が教育資金に充てるため直系親族（祖父母など）から信託受託権の付与、贈与により取得した金銭の銀行等への預入、有価証券の購入をしたときは、1,500万円まで贈与税を非課税とする。 教育資金の範囲 ・ 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費、入学（園）試験の検定料 ・ 学用品の購入費、修学旅行費、学校給食費など、教育に必要な費用 ・ 学校の範囲には、一定の外国の教育施設、認定こども園、保育所などを含む ・ 学習塾、水泳教室などの費用（23歳未満までの場合、500万円まで） ・ 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費	租税特別措置法第70条の2の2 19・改正
	遺児育英年金	8-8 従業員の遺児への育英資金 従業員の子が受給者となる場合の所得税法上の取り扱い（照会要件は次のとおり） ① 遺児が受給者となる場合 ② 従業員が本制度に定める障害で退職または解雇されたことによりその従業員の子が受給者となる場合 ③ 上記②による受給者が元従業員がその後、死亡したことにより前記①の遺児に該当することとなった場合	所得税基本通達9-2 申告所得税個別通達81.4.21
	8-9 ○○販売店遺児育英制度に基づいて給付される年金などの扱い	〔回答〕 下記の場合、次のように取り扱って差し支えない。 ① 各販売店が、育英会に対して拠出する会費または賛助会費は、福利厚生費または販売促進費等として支出時の損金の額に算入される。 ② 育英会から給付を受ける金額は益金の額に算入され、受給者に支給した金額は、福利厚生費として損金の額に算入される。 ③ 従業員の子が支給を受ける育英年金等は、相当の見舞金もしくはこれに類するものまたは遺族年金に該当し所得税は課税されない。 ④ 従業員が死亡退職した場合にその遺児が取得する育英年金等に係る権利は、定期金に関する権利として相続財産に含まれる。	法人税個別通達82.12.8

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
9 教育 訓練 費	業務遂行に必要な研修費用	9-1 従業員の研修費用 職業能力開発促進法、雇用保険法の規定による自己啓発助成給付金の交付を受けた事業主から自己啓発を行なう従業員等に支給される研修受講のための入学金、受講料、交通費等は給与所得の収入金額に含まれない。	源泉所得税個別通達 89.3.10
10	10-1 特定健診・保健指導に係る自己負担額の医療費控除の取り扱い	特定健康診査の費用（自己負担額）は医療費に該当しないが、特定健康診査の結果が、高血圧症、脂質異常症、糖尿病と同等の状態にあると認められる基準に該当する者の状況に応じて一般的に支出される水準の医師による診療または治療の対価は、医療費控除の対象となる。 特定保健指導を受けた場合の指導料（自己負担額）は医療費控除の対象になる。	文書回答事例 所得税 08.5.12
健康 ・ 医 療 費	エアロビクス施設 10-2 ○○エアロビクスセンターの入会金などの取り扱い	法人総合利用会員として加入した場合の入会金、施設利用に係る費用の処理については次のように取り扱われる。 ① 入会金、会員資格保証金は資産に計上する ② 登録者変更料は損金処理とし福利厚生費とする ③ 年会費は損金経理とし、福利厚生費とする ④ 施設利用料は損金経理とし、次による (1) ウエルネスリーダー、一般従業員の人間ドック利用料金、レクリエーション施設利用料金、用具、用品借損料、コテージ利用料金は福利厚生費とする (2) ウエルネスリーダー、一般従業員の研修ホール等の賃借料は研修費、会議費とする (3) 同伴ビジター、得意先等接待のため同行する従業員等に係る施設利用料金等は交際費とする (4) 食堂等におけるウエルネスリーダー等の栄養指導等に係る食事代金等（1食当たり1,500円程度）は福利厚生費とし、その他の飲食利用料金等は使途に応じて交際費、利用者の給与、給与以外の損金とする	申告所得税個別通達 84.12.14
	医療費控除の判定 10-3 特定保健指導の指導料	動機付け支援としての特定保健指導の指導料は、医療費控除の対象となる医療費には該当しない。 動機付け支援としての特定保健指導の指導料の自己負担額は、特定健診の結果が高血圧症、脂質異常症、糖尿病と同等の状態にあると認められる基準に該当する者に対して、医師の指示に基づき行なわれる積極的支援に係るものに限られる。 したがって、特定保健指導の指導料の自己負担額であっても、上記の基準に該当しない者への積極的支援に係る指導料や動機付け支援に係る指導料の自己負担額は、医療費控除の対象となる医療費には該当しない。なお、対象となる場合には、その旨が明示された領収書が発行される。	質疑応答事例 所得税 (所得控除13)

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
10 <			

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
10 健康・医療費 (続き)	10	10-10 医療費を補填する保険金等の範囲	医療費を補填する保険金、損害賠償金等には、次に掲げるようなものがあることに留意する。 ① 健康保険法の療養費、移送費、出産育児一時金、家族療養費、家族移送費、家族出産育児一時金、高額療養費、高額介護合算療養費 ② 傷害費用保険金、医療保険金、入院費給付金等（これらに類する共済金を含む） ③ 医療費の補填を目的として支払いを受ける損害賠償金 ④ その他任意の互助組織から支払いを受ける給付金	所得税基本通達73-8 11・改正
		10-11 医療費を補填する保険金等に当たらないもの	1 死亡、重度障害の状態となったこと、療養のため労務に服することができなくなったことなどに基因して支払いを受ける保険金、損害賠償金等 2 健康保険法の傷病手当金または出産手当金その他これらに類するもの 3 使用者その他の者から支払いを受ける見舞金等（上記項目10-10の所得税基本通達73-8の④を除く）	所得税基本通達73-9 11・改正
	11 レクリエーション関連費	10-12 人間ドックの費用負担（給与課税）	役員・使用人の健康管理の目的で、35歳以上の希望者のすべてについて2日間の人間ドックによる検診を実施している。検診料は会社で負担することとしているが、検診料相当額を給与等として課税すべきか。 給与等として課税する必要はない。 役員、使用人の健康管理の必要から、雇用主に対し、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、一定年齢以上の希望者はすべて検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者のすべてを対象としてその費用を負担する場合には、給与等として課税する必要はない。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得15)
		10-13 人間ドック費用の医療費控除	人間ドックその他の健康診断の費用を自分で負担した場合、その費用は医療費控除の対象にならない。 ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、引き続きその疾病の治療を行なった場合は健康診断の費用も医療費控除の対象となる。	質疑応答事例 所得税 (所得控除10)
11 レクリエーション関連費	11	保養施設	使用者が福利厚生施設の運営費等を負担することにより役員・使用人に自己の営む事業に属する用役を無償もしくは通常の対価に満たない対価で提供し、または福利厚生施設の運営費などを負担することで受ける経済的利益（著しく多額と認められる場合、役員だけを対象とする場合を除く）は、課税しなくて差し支えない。	所得税基本通達36-29 16・追加
		11-1 福利厚生施設などの提供による経済的利益		

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
11 レ ク リ エ ー シ ョ ン 費 用 の 取 り 扱 い の 原 則		11-2 レク費用 の判定	役員・従業員のレクリエーションのために社会通念上一般に行なわれていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の簡易な行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員・使用人が受ける経済的利益は課税しなくて差し支えない。 ただし、当該行事に自己都合で参加しなかった役員・使用人にその参加に代えて金銭を支給する場合は（役員だけを対象に行事の費用を負担する場合を除く）参加者にも相当額分を課税する。 業務の都合で参加できなかった者の給付は給与等として課税する。	所得税基本通達36-30 ※13頁の項目1-14の源泉徴収のあらまし参照
		11-3 慰安旅行 の費用の要件	従業員等のレクリエーション旅行の費用は次のいずれの要件も満たしている場合には原則として課税しなくて差し支えない。 経済的利益は当該旅行の企画立案、主催者、旅行の目的・規模・行程、参加割合、使用者・従業員等の負担額と負担割合などを総合的に勘案して実態に即して処理する。 ① 旅行期間が4泊5日以内のものであること、海外の場合は目的地での滞在日数による ② 参加する従業員等の数は全従業員数（工場、支社単位等で行なう場合には、当該工場、支社等の従業員等）の50%以上であること	源泉所得税個別通達93・改正 タックスアンサー 源泉所得税 従業員レクリエーション旅行や研修旅行 No.2603
		11-4 使用者が 負担する入会金	使用者がゴルフクラブの入会費（他人名義の会員権の購入、名義変更費用を含む）を負担することにより役員・使用人が受ける経済的利益は、次による。 個人会員としての入会金＝給与等とする。ただし、無記名式の法人会員制度がないため個人会員として入会させ、入会が業務の遂行上必要であると認められ、入会金を法人が資産計上したときは経済的利益はないものとする	所得税基本通達36-34 88・改正 法人税基本通達9-7-11 80・改正
ヨ ン 関 連 費 （ 続 き ）		11-5 使用者が 負担する年会費など	使用者がゴルフクラブの年会費その他の費用を負担することにより役員・使用人が受ける経済的利益は次の区分による。 ① ゴルフクラブの年会費、年決めロッカー料その他の費用＝入会金が法人の資産として計上されているときは交際費とし、所得税法上の経済的利益はないものとする。入会金が上記の項目11-4の所得税基本通達36-34等で給与とされているときは給与等とする ② プレーに直接要する費用＝役員・使用人の給与等とする。ただし、業務遂行上必要なものは交際費とし、所得税法上の経済的利益はないものとする	所得税基本通達36-34、36-34の2 88・新設 法人税基本通達9-7-13

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
11 レ ク リ エ ー シ ョ ン 関 連 費 (続 き)	レジャー クラブ	11-6 レジャー クラブの入会金	前頁項目11-4の法人税基本通達9-13-11(ゴルフクラブの入会金)および9-7-13(資産に計上した入会金の処理)の取り扱いは、法人がレジャークラブ(宿泊施設、体育施設、遊技施設その他のレジャー施設を会員に利用させることを目的とするクラブでゴルフクラブ以外のもの)に支出した入会金について準用する。ただし、会員としての有効期間が定められており、かつ、その脱退に際して入会金相当額の返還を受けることができないクラブに支出する入会金(給与とされるものを除く)は、繰延資産として償却することができる。 注 年会費その他の費用は、その用途に応じて交際費等または福利厚生費もしくは給与となることに留意する。	所得税基本通達36-34の3(88・新設) 法人税基本通達9-7-13の2 77・新設
		11-7 使用者が負担する入会金など	使用者が宿泊施設、体育施設その他のレジャー施設を会員に利用させる目的でレジャークラブの費用を負担したときに役員・使用人が受ける経済的利益は次の区分による。 ① 入会金＝「ゴルフクラブの入会金」(31頁の項目11-4)の例による ② 年会費その他の費用＝「ゴルフクラブの年会費」(32頁の項目11-5の①)による ③ 利用に応じて支払われる費用＝特定の役員・使用人が負担すべきものと認められるときは給与等とする	所得税基本通達36-34の3 88・新設
	11-8 レク行事非参加者に支給される金銭の評価		使用者が役員・使用人に提供した用役については、当該用役につき通常支払われるべき対価の額により評価する。 ただし、その行事に参加しなかった役員・使用人(使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く)に対してその参加に代えて金銭が支給される場合に受けるものについては、参加しなかった役員・使用人に支給される金銭の額に相当する額とする。	所得税基本通達36-50
12 共 済 会 ・ 互 助 会	人格のない社団への課税の原則	12-1 法人でない社団の範囲	法人でない社団とは、多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもので、単なる個人の集合体でなく、団体としての組織を有し統一された意思の下にその構成員の個性を超越して活動を行なうものをいい、次に掲げるようなものは、これに含まれない。 ① 民法第667条《組合契約》の規定による組合 ② 商法第535条《匿名組合契約》の規定による匿名組合	所得税基本通達2-5 法人税基本通達1-1-1 81・改正
		12-2 非収益事業所等の非課税	人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得には法人税を課さない。	法人税法第7条

区分		項目	取り扱いのあらまし				関係法令等
12 <							

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
12 共 済 会 ・ 互 助 会 (続 き)	解散一時金 (続き)	12-9 人格のない社団等が財産の全部を分配等した場合の残余財産の確定	法人税基本通達1-2-8 08・改正
	収益事業の範囲と判定	12-10 収益事業の定義	法人税法第2条第13号
		12-11 収益事業を行っていないことの判定	法人税基本通達1-1-11 09・新設
		12-12 非営利法人の主たる事業の判定	法人税基本通達1-1-10 08・追加
		12-13 収益事業の範囲	法人税法施行令第5条

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
12 共 済 会 ・ 互 助 会 (続 き)	収益事業の 範囲と判定 (続き)	12-14 物品販売 業の範囲	公益法人等が会員等に対して有償で物品の頒布を行なっている場合であっても、当該物品の用途、頒布価額等からみてもっぱら会員等からその事業規模に応じて会費を徴収する手段として行なわれているときは物品販売業に該当しない。	法人税基本通 達15-1-9 12・改正
		12-15 事業場を 設けて行なわれる ものとは	収益事業のうち「事業場を設けて行なわれるもの」には、常時店舗、事務所等事業活動の拠点になる一定の場所を設けて事業を行なうもののほか、必要に応じて随時場所を設けるもの、既存の施設を利用して活動を行なうものが含まれる。 したがって、移動販売、移動演劇興行のように場所が転々と移動するものも該当する。	法人税基本通 達15-1-4 08・改正
		12-16 労働者派 遣業の範囲	「労働者派遣業」には、労働者派遣法に規定する労働者派遣事業のほか、自己と雇用関係のない者を他の者の指揮命令を受けて他の者の行なう事業に従事させる事業が含まれる。	法人税基本通 達15-1-70 13・改正
		12-17 委託契約 等による事業	公益法人等（人格のない社団等を含む）の行なう事業で次に掲げる事情がある場合には、自ら収益事業を行なっているものとして取り扱う。 ① 収益事業に該当する事業に係る業務の全部または一部を委託契約に基づいて他の者に行なわせている場合 ② 収益事業に該当する事業を行なうことを目的とする組合契約その他これに類する契約に基づいて当該事業に関する費用および損出を負担し、またはその収益の分配を受けることとしていると認められる場合	法人税基本通 達15-1-2 08・改正
		12-18 本来の事 業が収益事業に該 当する場合	公益法人等（人格のない社団等を含む）が法人税法施行令第5条各号（収益事業の範囲）のいずれかに該当する事業を行なう場合には、たとえその事業が本来の目的たる事業であっても、事業から生ずる所得には法人税が課される。	法人税基本通 達15-1-1 08・改正
		12-19 共済事業 の収益判定	公益法人等（人格のない社団等を含む）が行なう共済事業についても、事業の内容に応じてその全部または一部が収益事業に該当するかどうかを判定する。	法人税基本通 達15-1-3
		12-20 継続して 行なうものの定義	法人税法第2条第13号（収益事業の意義）のうち「継続して……行なうもの」には、次のような各事業年度の全期間を通じて継続して事業活動を行なうものが含まれる。 ① 事業の遂行に相当期間を要するもの ② 通常相当期間にわたって継続して行なわれるもの、定期的にもしくは不定期に反復して行なわれるもの	法人税基本通 達15-1-5 08・改正
		12-21 収益事業 の所得の運用	人格のない社団等が収益事業から生じた所得を預金、有価証券等に運用する場合においても、収益事業以外の事業資産として区分経理したときは、収益事業に付随した行為に含めないことができる。	法人税基本通 達15-1-7 10・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
12 共 済 会 ・ 互 助 会 (続 き)	12-22 金銭貸付 業に該当しない共 済貸付 (再掲)	会員等の拠出資金を主原資とした会員等への貸付金利率のすべてが年7.3%以下のときは金銭貸付業に該当しない。 利率が変動金利の場合は契約期間の金利がおおむね基準割合以下となるときに限り金銭貸付業に該当しない。 租税特別措置法93条の特例基準割合が年7.3%未満のときは19頁の項目4-6の特例基準割合による利率 (19年1月1日～12月31日は1.6%)	法人税基本通達15-1-15 13・改正 19・改正
	12-23 低廉な宿 泊施設の要件	人格のない社団等が専ら会員の研修を主たる目的とする事業を遂行するための施設として設置した宿泊施設で、次の要件のすべてを満たすものは、旅館業に該当しない。 ① 利用が専ら当該法人等の主たる目的とする事業の遂行に関連してなされるもの ② 多人数で共用する構造、設備を主とするもの ③ 利用者から受ける宿泊料が1人につき1泊1,000円以下、1泊2食付きで1,500円以下であるもの	法人税基本通達15-1-42 11・改正
	12-24 共済会等 からの借入金 (再 掲)	共済会等の構成員が、その構成員である地位に基づいて共済会等から借り入れた新築等または増改築に係る借入金は、その共済会等の行なう事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当する。	租税特別措置 法通達41-15 10・改正 ※9頁の項目1 -4の所得税 基本通達36- 15③参照
	12-25 共済会等 からの融資が使用 者からの借入金と される要件(再掲)	共済会等が行なう事業が使用者の事業の一部と認められる場合には、使用者からの借入金として住宅借入金等特別控除の対象となる。	質疑応答事例 所得税 (税額控除16)
13 社 会 保 険 料	13-1 社会保険料控除	① 自己または生計を一にする親族の負担すべき社会保険料を支払ったときは、その額を所得合計額から控除する。 ② 社会保険料は、次に掲げるものをいう。 (1) 健康保険の保険料 (2) 国民健康保険料・国民健康保険税、高齢者医療の保険料 (3) 介護保険の保険料 (4) 労働保険料 (5) 国民年金の保険料、国民年金基金の掛金 (6) 農業者年金の保険料 (7) 厚生年金保険の保険料、厚生年金基金の掛金 (8) 船員保険の保険料 (9) 国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校職員共済法の掛金 (10) 恩給法の納金 など	所得税法第74 条

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
13 社 会 保 険 料 (続 き)	従業員負担の保険料	使用者が、役員・使用人が負担すべき社会保険料・掛金を負担する場合、負担する金額は当該役員・使用人の給与等に該当する。 ① 役員・使用人が契約した生命保険契約・損害保険契約 ②, ③は略	所得税基本通達36-31の811・改正
	13-2 使用人契約の保険契約等に係る経済的利益		
	13-3 使用者が負担する少額な保険料	健康保険, 雇用保険, 厚生年金保険, 船員保険の保険料および生命保険, 損害保険の保険料・掛金のうち、従業員が負担すべき費用を使用者が負担したときは、使用者が負担する金額の合計額が300円以下であれば非課税とする。	所得税基本通達36-3288・改正
	健康保険料	役員・使用人が被保険者として負担すべき社会保険料を使用者が負担した場合には、給与から控除される社会保険料の金額には含まれないものとする。ただし、その負担した金額で給与等として課税されたものは、給与から控除される社会保険料の金額に含まれるものとする。 注 課税されない少額の社会保険料は、社会保険料控除の対象とはならないが、使用者が負担した小規模企業共済等掛金は、すべて給与等として課税され、小規模企業共済等掛金控除の対象となることに留意する。	所得税基本通達74・75-411・改正
	13-4 使用者が負担した使用人等の負担すべき社会保険料		
	13-5 健保組合の健康保険料の事業主負担(2分の1以上の負担)による経済的利益	健康保険料の負担割合は、事業主負担が全体の2分の1、被保険者負担が全体の2分の1が原則だが、健康保険組合の規約をもって事業主の負担割合を増加することができることとされており、その増加した割合による事業主負担の保険料も、健康保険法の規定により事業主が負担すべき保険料ということとなり、経済的利益には該当しない。	質疑応答事例源泉所得税(給与所得27)
	13-6 外国の社会保障制度の下で支払った保険料	租税条約の相手国の社会保障制度の下で支払った保険料について、一定の金額を限度としてその年分の総所得金額等または国内源泉所得の金額から控除することが可能。 保険料の金額の上限 控除する保険料は、次のAからDの金額の合計額にその年における保険料の金額の計算の基礎となった期間の月数を乗じて計算した金額が上限 厚生年金保険料 最高等級の標準報酬月額62万円×保険料率(14.996%(07年)～18.3%(19年8月まで))×1/2=A 標準賞与額の限度額150万円×保険料率(14.996%(07年)～18.3%(19年8月まで))×1/2×3÷12=B 最高等級の標準報酬月額121万円×保険料率10%×1/2=C 標準賞与額の限度額540万円×保険料率10%×1/2÷12=D	タックスアンサー 所得税社会保険料控除No.1130 国税庁個人課税課情報第7号 07.7.19 実特法5の2, 実特令4の2, 実特規6の2

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
14	健保の保険給付	14-1 健保傷病手当金など 14-2 協会健保の付加給付に係る課税の特例	健康保険法第62条 租税特別措置法第41条の7
	業務上災害補償	14-3 業務上災害の補償金 14-4 労災法の特別支給金	所得税法施行令第20条第1項第2号、3号、同第30条 所得税法基本通達9-1 タックスアンサー 所得税給与所得者と確定申告 No.1906 文書回答事例 所得税 75.2.28
公 的 給 付	遺族補償	14-5 遺族の受ける年金 14-6 国家公務員の殉職により遺族に授与された賞じゅつ金への課税	所得税基本通達9-2 88・改正 質疑応答事例 相続税・贈与税（相続財産の範囲10）
	・ 補 償		

福利厚生 アラカルト

5月下旬分

●65歳定年延長は10.6%に増加

19年1～3月に実施した第16回「日本的雇用・人事の変容に関する調査」で、65歳定年延長企業が前回16年調査の5.3%から10.8%に増加した。延長する予定は2.4%、延長を検討中は13.4%だった。

実施率は、ノー残業デー（ウィーク）67.6%、フレックスタイム53.9%、在宅勤務37.3%、在宅勤務以外のテレワーク21.6%で、それぞれ前回調査より増加した。（日本生産性本部HP、5.16）

●死傷労働災害は5.7%増の12万7,329人

「労働災害発生状況」によると、18年の死亡者数は909人で、前年を69人下回り、7.1%減った。

休業4日以上の死傷者数は12万7,329人となり、5.7%増になった。死傷者数が12万人を超えたのは2年連続だった。

35年前の74年には、死亡者数は4,330人、休業者数は34万7,407人だった。（厚労省HP、5.17）

●職場の熱中症の死傷者数は最多の1,178人

「職場における熱中症による死傷災害の発生状況」によると、18年の死傷者数は1,178人となり、前年の544人を大幅に超え、09年以降では最多を記録した。死亡者数は28人で、前年の14人から倍増したが、10年の47人、13年の30人、15年の29人よりは少なかった。（厚労省HP、5.17）

●総合的満足度は10点満点で5.89点

18年度に1万人を対象に実施した「満足度・生活の質に関する調査」の第1次報告書がまとまった。これによると、総合主観満足度の平均点は10点満点で5.89点だった。

国際連合の「World Happiness Report 2019」では、1位フィンランド7.769点、2位デンマーク7.600点、3位ノルウェー7.554点、15位英国7.054点、17位ドイツ6.985点、19位米国6.892点、24位フランス6.592点、36位イタリア6.223点、54位韓国5.895点、58位日本5.886点、93位中国5.191点だった。第1次報告書の日本の結果（5.89点）は国際連合の得点数とほぼ同一だった。

総合主観満足度を性別でみると、男性5.67点、女性5.90点、年齢別では、60～89歳が6.36点で最も高く、45～59歳は5.41点で最も低かった。世帯年収別では2,000万円台が最も高く6.84点、ただし、このランク以上に属する世帯は1%台にとどまる。

世帯金融資産残高別では、1億円以上3億円未満が6.92点で最も高く、3億円以上は6.43点でこれに次いだ。100万円未満は4.98点だった。

健康状態別では、状態が良好なほど高得点で「良い」は7.08点、「良くない」は3.12点だった。

頼れる人が多いほど、ボランティア頻度が多いほど得点は高かった。

趣味や生きがいの有無別では、「なし」が4.37点だったのに対し、「あり」は6.18点だった。（内閣府HP、5.24）

●職場でハラスメント受けたのは38%

19年5月に実施した「仕事の世界におけるハラスメントに関する実態調査2019」で、職場でハラスメントを受けたことがある割合は20～59歳の有職者の38%にのぼったことがわかった。内訳（複数回答）では、精神的攻撃が41.1%、セクハラが26.7%、遂行不可能なことの強制が25.9%などだった。（連合HP、5.28）

●度数率は1.83で07年以来の高さ

18年の「労働災害動向調査（事業所調査・事業所規模100人以上）および総合工事業調査」で、100万延べ実労働時間当たりの労災死傷者数をあらわす度数率が1.83だった。07年以来の高さだった。

1,000延べ実労働時間当たりの延べ労働損失日数をあらわす強度率は0.09で、2年連続して低下した。死傷者1人当たりの労働損失日数は50.5日、前年を4.5日下回った。（厚労省HP、5.29）

●18年12月末でNISAの買付額は15.7兆円、

「NISA口座の利用状況調査」によると、18年12月末で1,253.7万口座、買付額は15.7兆円だった。

ジュニアNISAは31.2万口座、18年中の買付額は498億円だった。（金融庁HP、5.31）

●GW10連休に35%が旅行

「ゴールデンウィーク10連休中の旅行動向調査」によると、旅行に出かけた割合は35%だった。日帰りを含む旅行回数は1人平均1.74回だった。

旅行の同行者は、家族が52.0%、パートナーが39.5%、自分ひとりとは14.8%。宿泊先は、実家・親戚・友人宅が45%を占めた。（観光庁HP、5.31）

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等	
14 公 的 給 付 ・ 補 償 (続 き)	14-7 厚生年金給付への公課	1 保険給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、または差し押えることができない。ただし、年金給付の権利を別に法律で定めるところにより担保に供する場合および老齢厚生年金を受ける権利を国税滞納処分により差し押える場合は、この限りでない。 2 租税その他の公課は、保険給付として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。ただし、老齢厚生年金はこの限りでない。	厚生年金保険法第41条	
	14-8 失業保険金に相当する退職手当、休業手当金等の非課税	次の給付は課税しないものとする。 ① 国家公務員退職手当法第10条（失業者の退職手当）による退職手当 ② 次の休業手当金で、組合員、配偶者、配偶者の傷病、葬祭またはこれらのものに係る災害により受けるもの ・国家公務員共済組合法、地方公務員共済組合法、私立学校教職員共済組合法の休業手当金 ③ 労基法第76条第1項（休業補償）の定め割合を超えて休業補償を行なったときの当該休業補償（再掲）	所得税基本通達9-24 03・改正	
15 慶 弔 災 害 給 付	祝金等	15-1 結婚祝金品など	役員・使用人に雇用契約に基づき支給される結婚・出産等の祝金品は、金額が支給を受ける者の地位等に照らし社会通念上相当と認められれば課税しなくて差し支えない。	所得税基本通達28-5
	創業記念品	15-2 創業記念品など	役員・使用人に対し、創業記念、増資記念、工事完成記念、合併記念等に支給する記念品（金銭を除く）で、以下のいずれにも該当するものは課税しなくて差し支えない。 ① 社会通念上記念品としてふさわしいもの ② 処分見込み価額により評価した価額が1万円以下のもの ③ 一定期間ごとに到来する記念に際しての記念品は概ね5年以上の期間ごとに支給するものであること	所得税基本通達36-22 85・改正
	永年勤続記念品	15-3 永年勤続者への記念品など	永年勤務した役員・使用人が記念として旅行、観劇への招待、記念品（金銭、商品券を除く）の支給（一定要件を備えた旅行クーポンも可）を受けたときの経済的利益で、次のいずれにも該当するものは課税しなくて差し支えない。 ① 利益の額が勤続年数等に照らし社会通念上相当なこと ② 当該表彰が概ね勤続10年以上者を対象としていること ③ 2回以上受表彰者の間隔が概ね5年以上あること	所得税基本通達36-21 71・改正
		15-4 自由に選択できる永年勤続者表彰記念品	表彰対象の従業員に一定額の範囲で自由に品物を選択させ希望の品を購入の上、記念品として支給することは、金額の多少に関わらず、その品物の価額を給与として課税することになる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得30)

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
15 慶 弔 災 害 給 付 (続 き)	永年勤続記念品 (続き)	15-5 定年退職者に対する海外慰安旅行 定年退職者に対する海外慰安旅行は、以下の①、②のような理由により永年勤続者表彰制度と同様の内容に基づくものであり、社会通念上相当と認められるものについては非課税、それを上回るものは退職所得として課税する。 ① 永年勤続者表彰制度に基づき旅行に招待した場合の経済的利益は、その永年勤続者の地位、勤続期間等に照らし社会通念上相当であると認められるものであれば課税しないこととしている取り扱いの趣旨からすれば、旅行がたまたま定年退職を機会として行なわれるからといって退職所得とすることは必ずしも相当でない ② 定年退職者旅行は、通常は生涯に1回しかない機会をとらえて旅行をするものであることを考慮すると、退職所得として課税するということは権衡を失する	質疑応答事例 源泉所得税 (退職所得1)
	従業員、元従業員への記念品	15-6 創立記念に従業員、元従業員等に支給する記念品 創立100周年を記念して従業員、定年退職者で構成する会の会員および取引先の社員にシンボルマーク入りの記念品を支給したときの費用は、従業員については所得税基本通達36-22の課税しない経済的利益…創業記念品等に該当し、定年退職者については租税特別措置法関係通達(法人税編)61の4(1)-10(1)に掲げる費用に準じて交際費等に含まれない。ただし、取引先社員への記念品は交際費等に該当する。また、商品券は給与として課税する	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得18) 質疑応答事例 法人税(交際費等4)
		15-7 成績優秀者への海外旅行の経済的利益 成績優秀者への海外旅行への招待は、対象者が所定の業績をあげた者に限られており、経済的利益は勤務の対価としての性質を有しており、給与所得に該当する。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得2)
	報償金	15-8 発明等に係る報奨金 業務上有益な発明、考案等をした役員・使用人が使用者から支払いを受ける報奨金、表彰金、賞金等の金額の課税関係は次による(特許、工夫、考案等の部分は略)。 ① 災害等の防止、災害等による損害の防止等に功績のあった者が一時に支払いを受けるもの その者の通常の職務の範囲内の行為である場合には給与所得、その他の場合は一時所得 ② 篤行者として社会的に顕彰され使用者に栄誉を与えた者が一時に支払いを受けるもの 一時所得	所得税基本通達23-35共-1 05・改正
	見舞金	15-9 心身の損害への見舞金 心身または資産に加えられた損害につき支払いを受ける相当の見舞金は非課税所得とする。	所得税法施行令第30条第3号
	死亡給付	15-10 葬祭料、香典、災害見舞金など 葬祭料、香典、災害等の見舞金で、金額が受贈者の社会的地位、贈与者との関係等に照らし、社会通念上相当と認められれば上記の項目15-9の所得税法施行令第30条の規定により課税しない。	所得税基本通達9-23 89・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
15 慶 弔 災 害 給 付 (続 き)	15-11 労災保険法、給与規定とは別に支払われる補償金	〔照会〕業務上、取締役、監査役および執行役員、従業員を、外務省が限定渡航地域に派遣する必要から、次の補償制度を創設した。 ① 役員遺族補償 ② 限定渡航地域業務災害補償 ③ 限定渡航地域業務災害特別補償 〔回答〕この補償金に係る課税関係は次のように取り扱ってよい。 ① 相続税 退職手当等とみなし、相続税の対象となるが、他の弔慰金等の合計額のうち普通給与の3年分相当額に達するまでの金額は、弔慰金等として相続税の課税対象にならない。 ② 所得税 非課税（給与規定に基づき従業員に支給される遺族補償一時金も相続税の課税対象にならない、所得税も非課税所得に該当する）	文書回答事例 東京国税局 11.3.15
	15-12 社葬の費用	法人が役員・使用人の死亡により社葬の費用を負担した場合、社葬を行なうことが社会通念上相当と認められるときは、負担した金額のうち社葬に通常要する部分の金額を支出日の属する事業年度の損金の額に算入できる。 注 会葬者の香典等を法人の収入としないで遺族の収入としたときは、これを認める。	法人税基本通達9-7-19 80・追加
	15-13 贈与税の対象とならない弔慰金など	38頁の項目14-3の所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-23および相続税基本通達3-20、21の3-9により弔慰金等に相当する金額として取り扱われたものは、個人からのもの、法人からのものも課税されない。 相続税基本通達3-20の取り扱いは、被相続人の死亡により受ける弔慰金等が実質退職手当等に該当するかどうか明確でないものについて、業務上死亡の場合には普通給与額の3年分相当額を、業務上の死亡でない場合には普通給与額の半年分相当額を弔慰金等（相続税は非課税）として取り扱い、これを超える部分を退職手当金等（相続税の課税対象）に該当するものとして取り扱うとしている。 仮に、その通達により弔慰金等として取り扱われたものの中に、社会通念上相当と認められる額を超える部分があれば、その部分は退職手当金等として取り扱うべきであり、その通達により弔慰金等として取り扱ったものは、社会通念上相当と認められる範囲内のものであると考えられる。	質疑応答事例 所得税 (総則9)
(続 き)	15-14 非常用食料品の取り扱い	地震などの災害時における長期備蓄用食品（賞味期限25年、80年程度は保存可能）1万人分2,400万円を購入したときの費用はそのときの購入時の損金に算入して差し支えない。	質疑応答事例 法人税 (その他の損金1)

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
15 慶 弔 災 害 給 付 (続 き)	災害対策・ 見舞金 (続 き)	15-15 従業員への災害見舞金	役員・使用人に支給した災害見舞金（物品を含む）を福利厚生費として経理することは、その額が社会通念上相当であるとき、これを認める。 専属下請先の役員・使用人、特約店等のセールスマンへの見舞金も同様とする。	法人税個別通達 95.2.27
		15-16 自社製品の被災者への提供費用	法人が不特定または多数の被災者救援のため緊急に行なう自社製品等の提供に要する費用は交際費に該当しないものとして損金の額に算入される。 法人が不特定または多数の被災者救援のために緊急に行なう自社製品等の提供に要する費用は寄附金に該当しない。	租税特別措置法通達（法人税）61の4(1) - 10の4 法人税基本通達9-4-6の4 95・追加
		15-17 災害、疾病時の資金貸付	災害、疾病時の臨時的に多額な生活資金を役員・使用人に無利子または45頁の項目16-2の所得税基本通達36-49に満たない利率で合理的な期間で貸し付けたことによる経済的利益は課税しなくて差し支えない。	所得税基本通達36-28 99・改正
		15-18 災害時に取引先に低利または無利息でした融資	法人が災害を受けた取引先に低利または無利息で融資した場合は、取引先の復興支援を目的とし、災害発生後相当の期間内に行なわれたものであるときは、正常な取引条件にしたがって行なわれたものとする。	法人税基本通達9-4-6の3 95・追加
	損害賠償金	15-19 使用者が負担する役員・使用人の行為に基因する損害賠償金等	使用者が役員・使用人の行為に基因する損害賠償金（慰謝料、示談金等他人に与えた損害を補填するために支出するすべてのものおよび関連する弁護士の報酬等の費用を含む。以下、損害賠償金等）を負担することにより当該役員・使用人が受ける経済的利益については、次による。 ① 損害賠償金等の基因となった行為が使用者の業務の遂行に関連するものであり、かつ、行為者の故意または重過失に基づかないものである場合には、経済的利益はないものとする。 ② 損害賠償金等の基因となった行為が①以外である場合には、負担額は、役員・使用人に対する給与等とする。ただし、負担額のうちに、行為者の支払能力等からみて負担させることができないためやむを得ず使用者が負担したと認められる部分の金額がある場合には、当該部分の金額については、①の場合に準ずる。	所得税基本通達36-33 11・改正

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
16	小	無利息貸付	16-1 課税しない金銭の無利息貸付など	項目16-2の所得税基本通達36-49により評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことによる経済的利益で次に掲げるものについては、課税しなくて差し支えない。
			① 災害、疾病等により臨時的に多額な生活資金を要することとなった役員・使用人に貸し付けた金額につき、その返済に要する期間として合理的と認められる期間内に受ける経済的利益 ② 役員・使用人に貸し付けた金額につき、平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益 ③ ①および②の貸付金以外につき受ける経済的利益で、その年における利益の合計額が5,000円以下のもの	所得税基本通達36-28 09・改正
	口	利息相当額	16-2 利息相当額の評価	役員・使用人に貸し付けた金銭の利息相当額は次のように評価する。
			① 使用者が他から借り入れて貸し付けたことが明らかな場合……その借入金の利率 ② その他の場合……貸付日の属する年の租税特別措置法第93条第2項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合による利率により評価する。特例基準割合による利率とは、財務大臣告示の割合（19年は年0.6%）に年1%の割合を加算した割合をいう	所得税基本通達36-49 13・改正
借		非課税貸付	16-3 平均調達金利による貸付金	役員・使用人への貸付額につき、使用者における借入金の平均調達金利など合理的と認められる貸付利率を定め利息を徴取している場合の経済的利益には課税しなくて差し支えない。
			平均調達金利とは、たとえば貸付日の前年中または前事業年度中の借入金平均残高に占める同期間中に支払うべき利息額の割合で計算された利息などをいう。	所得税基本通達36-28 99・改正
	付	少額な経済的利益	16-4 経済的利益5,000円以下の貸付金（再掲）	災害、疾病時の生活資金貸し付け、平均調達金利（項目16-2の所得税基本通達36-49）による貸し付け以外の貸し付けで、その年の経済的利益の合計額が5,000円以下のものには課税しなくても差し支えない。
			16-5 金銭貸付業に該当しない共済貸付（再掲）	組員、会員等の拠出資金を原資とし、金銭の貸し付けを行なっている場合、貸付金の利率がすべて年7.3%以下であるときは、金銭貸付業に該当しない。貸付金の利率が変動金利である場合には、貸付契約期間の金利がおおむね特例基準割合による利率以下（19年は年1.6%）となるときに限り、金銭貸付業に該当しない。
金		16-6 共済会等からの借入金（再掲）		役員、使用人をもって組織した団体で、これらの者の親睦または福利厚生に関する事業を主として行なっているもの（以下「共済会等」）の構成員が、共済会等から借り入れた新築等（敷地の取得を含む）または増改築等に係る借入金は、共済会等の行なう事業が使用者の事業の一部であると認められる場合に限り、使用者から借り入れた借入金に該当する
				租税特別措置法基本通達（所得税） 41-15 13・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
18 保 険 関 係 費 (続 き)	18-3 使用者負担の保険料(続き)	使用者が、役員・使用人が負担すべき以下の保険料・掛金を負担したときの負担額は当該役員・使用人の給与等に該当する。 ① 役員・使用人が契約した生命保険契約・損害保険契約 ② 社会保険 ③ 小規模企業共済等	所得税基本通達36-31の811・改正
	18-4 使用者が負担する少額な保険料(再掲)	使用者が、役員・使用人のために保険料や掛金を負担することにより、その役員・使用人が受ける経済的利益については、その月中に負担する金額の合計額が300円以下である場合に限り、課税されない。ただし、役員・特定の使用人(親族を含む)のみを対象としてその保険料や掛金を負担することとしている場合には、給与所得とされる。 ① 健康保険、雇用保険、厚生年金保険・船員保険の保険料で、役員・使用人が被保険者として負担すべき保険料 ② 生命保険契約等または損害保険契約等の保険料や掛金	所得税基本通達36-3288・改正
	18-5 使用者が負担した使用人等の負担すべき生命保険料	役員・使用人の負担すべき生命保険料等を使用者が負担した場合には、役員・使用人が支払った生命保険料等の金額には含まれない。ただし、その負担した金額でその役員・使用人の給与等として課税されたものは含まれる。 注 給与等として課税されない生命保険料等、給与等として課税されない少額の生命保険料等は、いずれも生命保険料控除の対象とはならない。	所得税法基本通達76-490・改正
	18-6 養老保険の経済的利益	使用者が自己を契約者とし、役員・使用人(親族を含む)を被保険者とする養老保険に加入して保険料を支払ったことによる経済的利益は、次の区分に応じて取り扱う。 ① 死亡保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員・使用人が受ける経済的利益はないものとする。 ② 死亡保険金および生存保険金の受取人が被保険者またはその遺族である場合 その支払った保険料に相当する金額は、当該役員・使用人に対する給与等とする。 ③ 死亡保険金の受取人が保険者の遺族で、生存保険金の受取人が当該使用者である場合 当該役員・使用人が受ける経済的利益はないものとする。ただし、役員・特定の使用人(親族を含む)のみを被保険者としている場合には、支払った保険料の2分の1相当額は、当該役員・使用人に対する給与等とする。	所得税基本通達36-3102・改正 法人税基本通達9-3-403・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
18 保 険 関 係 費 (続 き)	使用者負担の保険料 (続き)	事業主が被保険者を従業員、保険金の受取人を生存給付金および満期保険金は事業主、死亡保険金は従業員の遺族として保険料を支払い、支払保険料の2分の1を必要経費(福利厚生費)に算入し、残りの2分の1を資産計上(積立保険料)としているときに事業主が受領した生存保険金および満期保険金の所得区分、所得金額の計算は次による。 ① 所得区分 生存給付金、満期保険金、解約返戻金は業務に関して受けるものと認められることから一時所得ではなく、事業所得となる。 ② 所得金額の計算 生存給付金を受領した場合には積み立てた保険料のうち、生存給付金に対応する額を取り崩して事業所得の必要経費に算入することとなる。満期保険金を受領した場合は、積立保険料の残額を必要経費に算入することとなる。	質疑応答事例 所得税 (各種所得の区分と計算3)
	18-7 事業主が従業員に掛けている養老保険の生存給付金、満期保険金を受領した場合		
	18-8 使用者契約の定期付き養老保険の経済的利益	使用者が役員・使用人(親族を含む)を被保険者とする定期付き養老保険の保険料を支払うことにより役員・使用人が受ける経済的利益は、次のように取り扱う。 ① 保険料が養老保険と定期保険とに区分されている場合それぞれの保険料の支払いがあったものとして48頁の項目18-6の所得税基本通達36-31、項目18-10の所得税基本通達36-31の2の例による。 ② ①以外 項目18-6の所得税基本通達36-31の例による。	所得税基本通達36-31の388・追加
	18-9 使用者契約の障害特約等を付した保険の経済的利益	使用者が役員・使用人(親族を含む)を被保険者とする障害特約等の特約を付した養老保険、定期保険、定期付き養老保険の保険料を支払うことにより役員・使用人が受ける経済的利益はないものとする。 ただし、役員・特定の使用人(親族を含む)のみを傷害特約等の給付金受取人としている場合には、当該保険料の額は、当該役員・使用人に対する給与等とする。	所得税基本通達36-31の488・追加
	18-10 定期保険の経済的利益	使用者が役員・使用人(親族を含む)を被保険者とする定期保険の保険料を支払うことにより役員・使用人が受ける経済的利益は次のように取り扱う。 ① 死亡保険金の受取人が使用者である場合 役員・使用人が受ける経済的利益はないものとする ② 死亡保険金の受取人が被保険者の遺族である場合 同上、ただし、役員または特定の使用人(親族を含む)のみを被保険者としているときは保険金額は役員・使用人の給与とする	所得税法基本通達36-31の288・追加
	18-11 非居住者であった期間内の社会保険料、生命保険料	社会保険料控除、生命保険料控除は、居住者がその年に支払ったものが控除の対象となり、非居住者であった期間内の給与から控除した社会保険料は社会保険料控除の対象とはならない。生命保険料についても同様。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得39)

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
18 <				

(続
き)

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
18 保 険 関 係 費 (続 き)	18-17 海外の危険地域在住の従業員の損害保険契約の掛金を会社が負担する場合の経済的利益	海外の特定危険地域で働いている全従業員を被保険者として会社が損害保険契約を締結し、保険料を会社が負担した場合に従業員が受ける経済的利益は課税されない。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得28)
	18-18 定退者医療保険制度の保険料	従業員が定年退職後、満60歳から満70歳までの間に入院した時の医療費負担を軽減する定年退職者医療保険制度を生命保険会社の医療保険を利用して、会社が保険料を負担したときの保険料は、福利厚生費として損金に算入し、本人が受ける経済的利益には所得税を課税しなくてもよい。	文書回答事例 法人税 85.2.28
19 旅 費 、 海 外 航 費	非課税とされる旅費	給与所得者が勤務場所を離れて職務を遂行するために旅行をし、もしくは転任に伴う旅行をした場合、就職・退職者本人、死亡退職者の遺族がこれらに伴う転居のための旅行をしたときに旅行に必要な支出に充ててするために支給される金品で通常必要と認められるものは非課税とする。	所得税法第9 条第1項4号
	19-2 非課税とされる旅費の範囲	使用者等から旅行に必要な運賃、宿泊料、移動料等の支出に充ててるものとして支給される金品のうち、旅行の目的、目的地、行路もしくは期間の長短、宿泊の可否、旅行者の職務内容および地位等からみて、通常必要とされる費用の支出に充てられると認められる範囲内の金品をいう。判定に当たっては、次に掲げる事項を勘案する。 ① 役員・使用人のすべてを通じて適正なバランスが保たれている基準によって計算されたものであるか ② 同業種、同規模の他の使用者等が一般的に支給している金額に照らして相当と認められるものであるか	所得税基本通達9-3 11・改正
	19-3 非課税とされる旅費の範囲を超えるものの所得区分	旅行に通常必要とさせる金額を超える場合は、所得の収入金額または総収入金額に算入する。①勤務場所を離れて職務を遂行するための旅行…給与所得、②転任に伴う転居のための旅行…給与所得、③就職に伴う転居のための旅行…雑所得、④退職に伴う転居のための旅行…退職所得、⑤遺族が退職に伴う転居のための旅行…退職所得	所得税基本通達9-4 10・改正
	19-4 単身赴任者が会議等に合わせ帰宅するときに支給される旅費	その旅費の額が項目19-2の所得税基本通達9-3に定める範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取り扱って差し支えない。次の点に留意する。 1 性質上、月1回など定量的な基準での取り扱いはなじまないこと。 2 期間、帰宅地域等には自ずと制約があること。 ※非課税が認められる出張のケース ① 原則 (5泊6日) ② 週末を挟んだ場合 (4泊5日) 月 旅行日 金 旅行日 火 (帰宅日) 土 (帰宅日) 水 出社 (職務) 日 (帰宅日) 木 出社 (職務) 月 出社 (職務) 金 (帰宅日) 火 旅行日 土 旅行日	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得13)

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
19 旅 費、 海 外 渡 航 費 (続 き)	単身赴任者の旅費 (続き)	19-5 単身赴任者が職務上の旅行等を行なった場合に支給される旅費	単身赴任者が、職務遂行上必要な旅行に付随して帰宅のための旅行を行なった場合に支給される旅費は、旅行の目的、行路等からみて主として職務遂行上必要な旅行と認められ、かつ旅費の額が項目19-2の所得税基本通達9-3に定める非課税とされる旅費の範囲を著しく逸脱しない限り、非課税として取り扱って差し支えない。	源泉所得税個別通達 85.11.8
		19-6 単身赴任者等に支給するいわゆる着後滞在費	使用人を転勤させた場合、転居のための旅行に通常必要な運賃、移転料等は課税の対象にならないが、着後滞在費は一種の別居手当または住宅手当と考えられ、給与等として課税される。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得14)
	海外勤務者	19-7 非課税とされる在外手当	非課税所得の手当は、国外勤務者が国内勤務した場合に受ける通常の給与に加算して支給を受ける給与のうち、その勤務地の物価、生活水準、生活環境、勤務地と国内との間の為替相場等の状況に照らし、国内で勤務した場合に比して利益を受けると認められない部分の金額とする。	所得税法施行 令第22条
		19-8 非居住者であった期間内の社会保険料、生命保険料(再掲)	社会保険料控除、生命保険料控除は、居住者がその年に支払ったものが控除の対象になる。非居住者であった期間内の給与から控除した社会保険料は対象にならない。生命保険料も同様となる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得38)
海外旅行費	海外渡航費の範囲	19-9 海外渡航費の範囲	法人がその役員・使用人の海外渡航に際して支給する旅費(仕度金を含む)は、その海外渡航が法人の業務の遂行上必要なもので、かつ、渡航のための通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費としての法人の経理を認める。所得は旅費として必要経費に算入。 業務の遂行上必要な海外渡航であっても通常必要と認められる金額を超える部分については、原則として、役員・使用人に対する給与とする。	所得税基本通達37-17 法人税基本通達9-7-6
		19-10 非課税とされる定年退職者への海外慰安旅行費(再掲)	永年勤続者表彰制度と同様の内容に基づくもので、社会通念上相当と認められるものであれば、以下の理由により、課税しなくて差し支えない。 ① 永年勤続者を旅行に招待した場合の経済的利益は、その永年勤続者の地位、勤続期間等に照らし、社会通念上相当であると認められるものであれば、課税しないこととしている取り扱いの趣旨からすれば、旅行がたまたま定年退職を機会に行なわれるからといって、退職所得として課税することは必ずしも相当でないこと ② 永年勤続者表彰旅行は、同一人が数回旅行することもあり得るのに対し、定年退職という通常は生涯に1回しかない機会を捉えての旅行であることを考慮すると、前者を非課税とし、後者を退職所得として課税することは権衡を失するといえること	質疑応答事例 源泉所得税 (退職所得1)

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
19	旅費、海外 旅費、 海外 渡航 費 (続き)	海外旅行費 (続き)	19-11 成績優秀者を対象とした海外旅行の経済的利益への課税(再掲)	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得2)
		19-11 成績優秀者を対象とした海外旅行の経済的利益への課税(再掲)	[照会] 創立100周年記念行事の一環として営業成績が顕著な従業員を次の要領で海外旅行に招待することとしたときの従業員が受ける経済的利益の取り扱いはどうか。 対象者数20人(成績優秀該当者2,000人を抽選で決定)、費用約30万円(4泊5日) [回答] 給与所得に該当する。 旅行招待者を抽選で選定することからすると、招待されるか否かは偶発的で、対象者は所定の業績を上げた者に限られているとしても、これにより受ける経済的利益は勤務の対価としての性質を有しているものと認められる。	
	外国人の帰国旅費	19-12 国内で勤務する外国人に休暇帰国旅費として支給する金品	使用者が、国内に長期間引続き勤務する外国人に対し、就業規則で相当の勤務期間(概ね1年以上の期間)を経過するごとに休暇のための帰国を認め、旅行に必要な支出(生計を一にする配偶者その他の親族に係る支出を含む)に充てるものとして支給する金品は、国内とその旅行の目的とする国(原則として、国籍または市民権の属する国をいう)との往復に要する運賃(航空機等の乗継地でやむを得ない事情で宿泊した場合の宿泊料を含む)でその旅行に係る運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的・合理的と認められる通常の旅行の経路および方法によるものに相当する部分に限り、課税しなくて差支えない。	源泉所得税個別通達 75.1.16
20	交際費・寄付金	20-1 給与等との区分	従業員に支給する次のようなものは給与の性質を有し、交際費等に含まれない。 ① 常時給与される昼食の費用 ② 自社製品を原価以下で販売したときの原価に達するまでの費用 ③ 旅費等のうち、法人の業務に使用したことが明らかでないもの	租税特別措置法通達(法人税) 61の4(1) - 12 07・改正
		20-2 福利厚生費と交際費等との区分	社内行事の費用のうち、次のようなものは交際費に含まれない。 ① 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に概ね社内ですべてに供与される通常の飲食に要する費用 ② 従業員(OBを含む)またはその親族等の慶弔、禍福に際し、一定の基準で支給される金品の費用	租税特別措置法通達(法人税) 61の4(1) - 10 07・改正

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
20	交際費等の範囲	20-3 講師への給食費	講師に社内で一律に500円ないし600円程度の弁当等を給食しているときの費用は、接待費というよりは講師委嘱に関連して通常発生する費用と認められる（交際費として計算する必要はない）。少額で臨時的な費用であり、強いて源泉徴収することを要しない。	質疑応答事例 法人税 （交際費等2）
		20-4 販売代理店等の従業員の健康診断費用	代理店の全従業員を対象に健康管理の一環として巡回バスによる健康診断を実施するための費用は交際費等または寄付金以外の単純損金に該当する。	質疑応答事例 法人税 （交際費等3）
		20-5 取引先への災害見舞金など	法人が、取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当の期間内にその取引先（従業員を含む）に対して行なった災害見舞金の支出または事業用資産の供与もしくは役務の提供に要した費用は、交際費等に該当しない。	租税特別措置 法通達（法人 税61の4（1） -10の3） 11・改正
		20-6 自社製品等の被災者への提供（再掲）	法人が不特定または多数の被災者を救援するために緊急に行なう自社製品等の提供に要する費用は、交際費等に該当しない。	租税特別措置 法通達（法人 税61の4（1） -10の4）
	寄付金への課税	20-7 被災者のための義援金等の範囲	災害救助法に基づき被災者のための義援金等の募集を行なう募金団体（日本赤十字社、新聞・放送等の報道機関等）に対して拠出した義援金等は地方公共団体に対する寄付金に該当する。	所得税基本通 達78-5 08・改正
21	非課税年金	21-1 非課税年金の範囲	非課税とされる年金には、次に掲げるものが含まれる。 ① 死亡した者の勤務に基づき、使用者であった者から当該死亡した者の遺族に支給される年金 ② 死亡した者がその勤務に直接関連して加入した社会保険または共済に関する制度、退職年金制度等に基づき、当該死亡した者の遺族に支給される年金で、当該死亡した者が生存中に支給を受けたとすれば雑所得の規定によりその者の公的年金等とされるもの	所得税基本通 達9-2 88・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
21	21-2 法人が契約する個人年金保険の保険料の取り扱い	法人が個人年金保険に加入して保険料を支払った場合の保険料の取り扱いは次による。 ① 死亡給付金、年金の受取人が法人の場合は、支払った保険料の額は取り崩すまで資産に計上 ② 受取人が被保険者または遺族である場合は、保険料の額は当該使用人の給与 ③ 死亡給付金の受取人が遺族、年金の受取人が法人である場合は、支払った保険料の90%は資産に計上、残額は損金に算入 ただし、特定の使用人（親族を含む）のみを受取人としている場合の保険料は当該使用人の給与とする。	法人税個別通達 90.5.30
年金	確定給付企業年金等の掛金	21-3 法人が支出した年金掛金等 法人が支出した次の各号の掛金、保険料、事業主掛金または信託金等は、被共済者、加入者または信託の受益者等に対する給与所得に係る収入金額に含まれない。 ① 勤労者退職金共済機構、特定退職金共済団体が行なう退職金共済掛金 ② 確定給付企業年金に係る規約に基づく掛金（加入者負担分を除く） ③ 適格退職年金契約に基づく掛金または保険料（受益者負担分を除く） ④ 企業型年金規約に基づく事業主掛金 ⑤ 財産形成給付金契約に基づく信託金等	所得税法施行令第64条 法人税法施行令第135条
	21-4 確定給付企業年金の給付額から控除する「加入者の負担した金額」	〔照会要旨〕 確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける年金は、公的年金等に該当するとされるが、規約に基づいて拠出された掛金のうちにその年金が支給される加入者の負担した金額がある場合には、以下の算式によって計算した金額を控除した金額に相当する金額が公的年金等に係る収入金額とされている。 $\text{控除額} = \text{年金の額} \times (\text{加入者の負担した額} \div (\text{年金の年額} \times \text{支給開始日における余命年数}))$ ところで、確定給付企業年金が終身年金である場合には、年金受給者が生存し続ける限り、年金の給付を受けることになるが、上記算式で算出した控除額の累計額が加入者が実際に負担した金額の総額を超える場合も、上記算式で算出した金額を控除し続けることができるか。 〔回答要旨〕 控除額は加入者が負担した金額の総額に達するまでの金額が限度とされているので、控除額の累計額がその総額を超える場合には控除することはできない。	質疑応答事例 源泉所得税（その他の所得2）

区分		項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
21	年	21-5 小規模企業共済等掛金控除	納税者が小規模企業共済等掛金を支払った場合には、その年中に支払った金額を所得から控除する。 小規模企業共済等掛金とは、次に掲げる掛金をいう。 イ 小規模企業共済契約に基づく掛金 この掛金は、所得者が、独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約(旧第2種共済契約を除く)に基づいて支払った掛金。 ロ 確定拠出年金法に基づく企業型年金または個人型年金の加入者掛金	所得税法第75条 所得税法施行令第208条の2
		21-6 中退共制度への移行による打切支給の退職手当等として支払われる給与(払込上限額を超過する部分を一時金として支払う場合)	中退共制度への移行に当たり、過去勤務期間に係る掛金の払い込み金額に上限が設けられているため、企業内退職金制度における退職金資産相当額の全額を払い込むことができず、払い込みができない分を精算一時金として支払うこととなったときは、「その給与が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その給与の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件のもとに支払われるもの」(所得税基本通達30-2)には当たらず、給与所得になる。	質疑応答事例 所得税 (各種所得の区分と計算16)
	金	確定拠出年金	21-7 企業型確定拠出年金の加入者掛金の源泉控除等 企業型年金加入者掛金の納付を行なう事業主は、給与から控除することができる。 企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者は、毎月の加入者掛金を翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付する。	確定拠出年金法第21条の2、同3
		21-8 確定拠出年金の掛金の損金算入	企業型年金規約に基づいて企業型年金加入者のために支出した事業主掛金は、損金の額に算入する。	法人税法施行令第135条第1項第3号
		21-9 確定拠出年金の加入者掛金控除(再掲)	企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金はその年の所得金額から控除する。	所得税法第75条第2項
		21-10 確定拠出年金の拠出限度額	企業型年金加入者が掛金を拠出する場合にあっては、事業主掛金と加入者掛金との合計額は、政令で定める事業主掛金の額の上限を超えてはならない。	確定拠出年金法第20条
		21-11 確定拠出年金の非課税拠出限度額(月額)	1 企業型 ① 他の企業年金がない場合 5.5万円 ② 他の企業年金がある場合 2.75万円 2 個人型 ① 企業年金がない場合 2.3万円 ② 自営業者 (国民年金基金を含む) 6.8万円	確定拠出年金法施行令第11条、第36条

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
21	確定拠出年金（続き）	確定拠出年金制度への移行が中小企業退職金共済制度と同様の手順（全員打切支給・全員加入）によって行なわれる場合には、退職所得として取り扱われる。	質疑応答事例 所得税 （各種所得の区分と計算18）
	個人型確定拠出年金	企業内退職金制度を廃止して全員加入の個人型の確定拠出年金を実施するときに、引き続き勤務する使用人に支払われる一時金は、退職金制度を廃止したことによる一時金であり、給与所得になる。 個人型の確定拠出年金制度は、退職金制度を採用していない企業の使用人が任意で加入するものであり、企業型の確定拠出年金制度とは異なり、そもそも資産移換が認められていない。たとえ結果的に引き続き勤務する使用人全員が任意加入することになっても、外部拠出型の退職金制度への移行には当たらない	質疑応答事例 所得税 （各種所得の区分と計算14）
	確定給付企業年金	〔回答〕次のとおり取り扱って差し支えない。 1 基金一時金 受給待期者の場合は退職所得、年金受給者の場合は将来の年金給付の総額に代えて支給を受ける場合には退職所得となるが、そうでない場合は原則として一時所得 2 非加算適用加入員に支給される基金一時金 一時所得 3 加算適用加入員に支給される会社一時金 給与所得	文書回答事例 所得税 05.3.29
金	21-15 引き続き勤務する従業員に支払われる確定給付企業年金の制度終了に伴う一時金	確定給付企業年金法の規定に基づいて支給を受ける一時金で、加入者の退職により支払われるものは退職所得とみなされる。 引き続き勤務する従業員に支払われる一時金は一時所得となる。	所得税法第31条 質疑応答事例 所得税 （各種所得の区分と計算23）
	21-16 確定給付企業年金の給付減額に伴い支給される一時金	〔照会要旨〕確定給付企業年金において給付減額を行なう際に希望者に対して最低積立基準額の全部を一時金として支給する場合の所得税の取扱いはどうなるか 〔回答要旨〕法に基づき支払われる一時金で退職により支払われるものは、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものと認められるので、退職所得として取り扱われる。	質疑応答事例 所得税 （各種所得の区分と計算24）
（ 続 き ）	遺族年金の課税・非課税の区分	死亡した者に係る給与等、公的年金等および退職手当等で、その死亡後に支給期の到来するもののうち課税しないものとされるもの以外のものに係る所得は、その支払いを受ける遺族の一時所得に該当するものとする。	所得税基本通達34-2 89・改正

区分	項目	取り扱いのあらまし	関係法令等
21 年 金 (続 き)	遺族年金の課税・非課税の区分(続き)	〔照会要旨〕 1 被相続人甲の死亡退職金は、5年間据置かれ、その後10年にわたり支給されるが、相続、遺贈により取得したものとみなされる退職金の額は、どのように評価するか。 2 遺族に就学中の子供がいたので、その者が23歳に達するまで会社から育英資金が年金として支給される。この育英資金についても相続税が課税されるか。課税されるとすればその評価はどうなるか。 〔回答要旨〕 ① 5年据置で、10年間支給の退職金は、5年の基準年利率による複利現価率を乗じて評価する。 ② 育英年金は、相続、遺贈により取得したものとみなされるから、相続税が課税される。年金は、相続税法第24条第1項第1号の規定で評価する。	質疑応答事例 相続税・贈与税 (法定評価2)
	掛金拠出年金	在職中に使用者に対し所定の掛金を拠出することにより退職後に使用者から支給される年金は公的年金等とする。その収入金額は、その年中に支給される年金額から受給者が拠出した掛金額を控除した金額とする。	所得税基本通達35-5 02・改正
	21-20 定年前退職者等への転進助成金	社員が退職後の職業に役立つ資格、技能を習得するために受講、受験した社外の講座、試験の費用の支給は、退職前に支給するものは雇用関係に基づいて受ける給付であり、給与所得に該当する(退職後給付は雑所得)。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得1)
22 カ フ ェ テ リ ア プ ラ ン	課税・非課税の判断基準	22-1 カフェテリアプランによるポイントの付与を受けたとき 従業員に付与されるポイントに係る経済的利益については、原則として従業員がそのポイントを利用してサービスを受けたときに、そのサービスの内容によって課税・非課税を判断する。 カフェテリアプランのメニューの中には、課税扱いと非課税扱いが混在しているが、メニューの各項目は、一定の要件に該当しなければサービスを受けられないものであり、また、そのサービスを受けられないことによって金銭が支給されるものではないので、従業員に付与されるポイントについては、現に従業員がそのポイントを利用してサービスを受けたときに、その内容に応じて課税・非課税を判断するものとして差し支えないと考えられる。 ただし、企業の福利厚生費として課税されない経済的利益とするためには、役員・従業員にとって均等なものではないことから、役員・従業員の職務上の地位や報酬額に比例してポイントが付与されるものは、カフェテリアプランのすべてについて課税することとなる。 また、課税されない経済的利益は企業から現物給付の形で支給されるものに限られるので、ポイントを現金に換えられるなど換金性のあるカフェテリアプランは、そのすべてについて課税することとなる。	質疑応答事例 源泉所得税 (給与所得20)

株式会社アルビオン「Kuukids（クーキッズ）」

～ “銀座” という立地を起点に高められてきた “園の価値” ～

高級ブランドショップや大手百貨店が軒を連ねる東京・銀座。豪華な大通りから少し歩くと、地域の防災一時集合場所に指定される京橋公園がある。そこに面したビルの1階に化粧品会社アルビオンが運営する保育園「Kuukids（クーキッズ）」がある。社員のための施設であり、地域の育児拠点としても機能する活気ある園だ。

■解放感とぬくもりにあふれた居室空間

園に入ってまず印象的なのが、やわらかい配色の施設中央にある多目的に使える円形のスペースだ（次頁写真）。ここから放射状に各年齢層別の居室が配置されている。園を利用する子どもたちは30名（取材時）と多く、しかも0歳児から5歳児まで各年齢層がまんべんなくいる。利用者の多さはこの園の特徴であり、銀座という立地と社員のワークスタイルに根差した運営の独自性と、自社の社員に限定しない利用枠の成果でもある。

また、発達段階に応じた園生活の区分が適切に行えるよう、各居室の独立性に配慮がなされている。一方、大人の目の高さには素通しガラスが多用され、全体が一目で見渡せる安全性と、一体感の醸成にも考慮された空間デザインだ。

■地域への貢献も重視した園開設の背景

アルビオンの園開設は、育休からの復職時に子どもの預け先に悩む社員への支援の必要を認識するとともに、創業地であり商業の中心地である銀座という街への貢献という目的があったという。東京都中央区の保育所数は決して少なくないが、地価の高い銀座エリアは保育所空白地帯となっている。当時、銀座で創業50年以上が経つ化粧品会社として、コストをかけてでも育児拠点園を開設することで、様々なライフスタイルをもつ地域社会への恩返しとなる仕組みを作ることができないか、社会課題である待機児童削減に貢献できないか、という考えが、開設への推進力となった。

そこで、「Kuukids」は、最初から地域のコンソーシアム型（複数企業共同利用型）として開設。15年からは「子ども子育て支援新制度」を適用し、地域型事業所内保育施設の認可も受け、自社の社

Kuukids（クーキッズ）銀座概要（19年4月現在）	
設置形態	地域型事業所内保育施設（認可園）
開園	09年4月（認可年月日：15年3月31日）
場所	東京都中央区銀座1-19-7
保育対象	0歳（生後57日目以降）～未就学児
定員	月極保育40名（一時保育は月齢別定員に空きがある場合のみ）
料金	基本保育料：居住地自治体が発行する負担額通知書の料金。（19:00以降の延長料、追加食事代、一時保育料は別途）
利用対象者	月極保育・従業員枠：アルビオンおよび契約企業の社員 月極保育・地域枠：中央区在住で支給認定を受けている方 一時保育：在園児／一般（2歳～5歳児） ※事前登録等所定の利用条件あり
開園時間	8:00～21:00。土日祝祭日も開園※年末年始およびビル全館停電日は休園予定
運営	保育専門事業者に委託

Kuukidsのロゴマーク



「Kuukids」とは「kuuki=空気」＋「kids=子どもたち」を表している。地域利用や提携企業の利用者にとっての園でもあり、あえて社名を冠していない。

員のみならず一般区民も利用できる園となった。現在、従業員枠と提携企業枠および地域枠の利用者比率は、ほぼ1:1:1（取材時）であり、開設意図を実現している。

■利用者が選択したくなる園の魅力

化粧品販売部門である美容部員を、自社の主たる園利用者と想定しているため、園運営には明確な特徴がある。百貨店等での週末や夜間に及ぶ業務を前提に、開園時間を21時までとし、土日祝祭日も開園する。早朝の登園を一律に強制しない柔軟性、紙オムツや粉ミルクなどを施設で用意して通勤時の荷物の負担を減らす運営もその一環だ。

また、昼食・おやつ・夕食はすべて園内の手作



りで、アレルギー対応への細かな配慮もおこなっている他、季節の食材を用いた食育を実施し、食材や食べることへの興味を醸成している。

加えて、運動会やクリスマスなど親子で参加できる多彩なイベントや季節行事、英語とリトミツクの活動も保育料金内で全月齢に実施するなど、就学前まで子どもを預けられる充実したプログラムが魅力となっている。

昨年のハロウィンでは、徒歩10分ほどの本社までパレードし、社長室を子どもたちが訪問したという。その光景は、口コミを含め自然な形で社内にPRされ、園の魅力を浸透させている。

■利便性と安全性を高いレベルで両立させる

「自宅と職場と保育園を結んだトライアングルをいかに小さくするかが、仕事と育児の両立の課題と言われていますが、銀座という立地はその意味でも大切です。商業地やオフィス街に保育園があれば、職場近くで預けるという選択肢が増えます。また、職場が銀座でなくても、アクセスしやすいという意味では、利便性が高いと思います」そう語ってくれたのは、総務部CSRグループで園運営を担当する秋月暁子さん。ご自身も開園当時の利用者だ。運営会社のスタッフと共に保育の充実を図りながら、提携企業や地域利用枠の管理調整、社内外への施策のPRにも忙しい。

もちろん、利用者にとっては便利さのみでなく、安心して預けられる実感こそ必要、と秋月さんは続ける。地域の災害時避難場所（京橋プラザ）に隣接する場所に園を開いたことを含め、開設以来の10年以上、利用者の育児の安心を積み重ねてきた証（あかし）は、兄弟姉妹での利用者の増加などにも表れている。さらには、この園に子どもを

園では多彩なイベントを実施している。昨年のハロウィンには銀座をパレードした

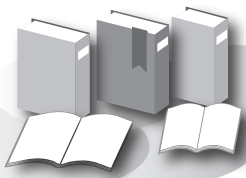


預けられるエリアまで住居を移す社員もいるとのことだ。「園が魅力的であれば、社員の方から動いてくれます」という秋月さんの言葉は象徴的だ。

■会社の姿勢が見える化する保育園の存在

「銀座での保育園運営は、コストも高いが、社員と創業地の子育てを支援する姿勢を社内外に示す価値がある」と秋月さんは続ける。銀座というサービス業の多い地域における待機児童課題への一助となるべく、他企業や地域の方々にも利用してもらおうという自社の社会貢献の目的。それを形ある“園”として見える化することで、社員自身の働きやすさと自社の企業価値を同時に感じられることは、企業の育児支援の在り方として理想的な姿のひとつだろう。

——事業所内保育施設は、企業の人事厚生施策ではあるが、地域社会の中でどのような存在として継続できるか、という視点も大切な時代を迎えていると感じられた。アルビオンは、17年に福岡に2ヶ所目の「Kuukids福岡」を開設した。その進展にも期待したい。



介護費用支援およびホームヘルプ制度

千葉商科大学会計大学院会計ファイナンス研究科教授
(株)ベネフィット・ワン ヒューマンキャピタル研究所所長

可児俊信

第6回のポイント

1. 介護費用等の支援は、公的介護保険、育児・介護休業法等公的な制度との上乗せの関係になることが多い。
2. 介護費用の支援は、ホームヘルパー料金に対する支援がほとんどである。
3. 費用支援の範囲を広げるとすると事務負担が増えることから、アウトソーサーを活用することが多い。

介護と仕事の両立支援制度

本連載第5回（本誌2271号（2019年5月上旬号））で紹介した育児費用支援と並んで、介護費用支援も重要な両立支援施策である。介護と仕事を両立している従業員を支援する制度を広く見れば、①介護関連費用の支援、②介護関連情報（地域・自治体の施設・サービスに関する情報や介護保険制度に関する情報）の提供・相談、③介護休業時の所得補償、④介護と仕事の両立における利便性の提供（在宅勤務、フレックスタイム、法定超の介護休業期間の付与等）、に分類することができよう。支援する主体としては、事業主の他に、共済会・職員互助会等がある。

公的介護支援との関係

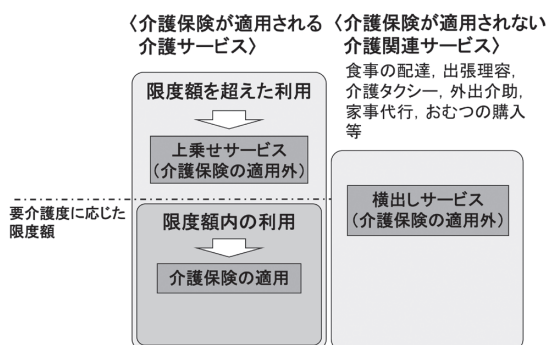
福利厚生での介護支援は、公的制度での介護支援の上乗せ・拡大の関係になっていることが特徴である。

まず介護費用については公的介護保険制度がある。基本的な介護費用は介護保険で賄われるが、介護保険の対象外である介護サービスへの補助（横出しサービス）と、介護保険の適用上限を超えた費用への補助（上乗せサービス）が上乗せで福利厚生で提供することとなる（図表1）。また自治体が行っている介護支援制度にも留意する必要があるが、自治体ごとに異なるため、社内制度との調整は個別に行なわれる。

介護休業においても、育児・介護休業法の付与日数上限である93日を超える休業の付与または法定の利用回数である3回を超える利用を会社として認めることになる。

介護休業時の所得補償においても雇用保険を財源とする介護休業給付金が介護休業前賃金の67%

図表1 介護保険適用外の介護サービス



出所：可児俊信著「新しい！日本の福利厚生」労務研究所

を補償するため、事業主は共済会等を活用してそれ以上の給付を行なうこととなる。

このように介護支援全般では公的制度を勘案しつつ、かつ平仄が揃った社内制度を構築するのが望ましい。

介護費用の支援

以下では、事業主や共済会等が提供する介護費用支援制度を詳しく見るが、これもさらに分類できる。

まず費用支援は、①介護およびそれ以外での利用も含むホームヘルパーの利用費用に対する支援が最も一般的である。

また②介護費用に限定して支援する制度についてはアウトソーサーを活用した事例が多い。介護費用についても介護サービスや介護施設の料金の他、介護用品の購入やレンタルまで対象となりえる。なお、アウトソーサーを活用する事例が多いのは、00年以降介護支援ニーズが本格化したことと福利厚生アウトソーシングが普及し始めたタイミングが一致したためと考えられる。

③介護費用支援では、実費給付ではなく、定額

給付の制度もある。

ホームヘルパーの利用費用を支援する制度

規程1は、ホームヘルパーの利用費用を支援する共済会規程である。第14条で介護の対象となる家族について規定しており、その範囲は幅広くとられている。また介護だけでなく疾病や出産等での利用も給付事由として認めている。給付事由が広いことで過剰な給付申請が起きることがないよう「やむを得ない事情」でのホームヘルパー利用に制限している。

第16条でも同じくホームヘルパーへの作業依頼が限度なく拡大しないよう介護や日常家事に限定している。給付額はホームヘルパーの作業内容によって上限額を変えており、介護作業であれば6,000円、日常家事であれば5,000円となっている。

また年間でも給付日数は30日を上限としており、日常的にホームヘルプを利用するのではなく、仕事に支障が出る等の事情がある際に利用することが明確にされている。

第15条で、親族や友人によるホームヘルプまで給付対象とならないよう何らかの団体に属しているホームヘルパーに限定している。

規程2もホームヘルパーの利用費用を支援するもので、金額上限5,000円、年間利用日数上限30日とも規程1と同じである。一方で、給付事由は疾病による自宅療養時のホームヘルパー利用に限り、出産や介護での利用は認めていない。

カフェテリアプランやアウトソーサーの活用

介護費用補助の給付は証憑書類の精査や給付上限日数の管理等の事務が煩雑であることや給付コストが平準化できることを理由に福利厚生アウトソーサーに外部委託する例も多い。

カフェテリアプランに介護費用補助メニューを設けて介護サービスや介護用品の費用を補助できるようにしてカフェテリアプランの運営をアウトソーサーに委託する方法と、福利厚生アウトソーシングである福利厚生パッケージを導入し、それが提供する介護補助金を活用する方法がある。

カフェテリアプランでの介護費用補助

「旬刊福利厚生」2267号(19年3月上旬号)「カフェテリアプランの配分額、メニューと利

図表2 カフェの介護費用補助メニューの例

メニュー概要：	
①	介護保険給付の範囲を超える介護費用の補助
②	健康保険組合や介護保険制度において費用補助の対象となる介護器具を購入・レンタルした場合の補助
〈補助対象となる介護器具〉	
①	購入 腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊具
②	レンタル 車椅子および付属品、特殊寝台および付属品、褥瘡予防用具、体位変換機、手すり・スロープ、歩行器、補助杖、徘徊感知装置、移動用リフト（吊具以外）

用実績」によれば、カフェテリアプラン導入団体の88.6%が介護関連メニューを採用している。

補助対象となる介護費用としては、介護サービスや介護施設の利用費用が主である。さらに介護用品の購入やレンタルの費用まで対象とすることもある。

図表2は、運輸業の企業を母体とする共済会が実施しているカフェテリアプランでの介護補助メニューの詳細である。

福利厚生パッケージの介護補助金 福利厚生パッケージを活用するメリットは、証憑書類の精査、給付日数上限の管理といった事務負担が外部化されるだけでなく、事業主が定額で負担する福利厚生パッケージ会費のなかで賄われるため、補助金の利用の多寡に拘わらず事業主の負担が増えないことも挙げられる。また事業主が、補助利用対象となる施設・サービスと提携利用契約を締結する必要もないのもメリットである。

図表3は、福利厚生パッケージの介護補助金サービスの一覧である。いずれも介護保険の利用限度額を超えた「上乘せサービス」の費用のうち、要介護度に応じて設定された限度額内で補助金を給付する仕組みとなっている。

しかし、介護サービスの利用を決めるケアプランは、ケアマネジャーによって要介護度に応じて

図表3 各福利厚生パッケージの介護補助金の概要

(円)

福利厚生 パッケージ名	要介護度						
	要支援		要介護				
	1	2	1	2	3	4	5
WELBOX		25,000			30,000	40,000	50,000
えらべる倶楽部		25,000			30,000	40,000	50,000
福利厚生倶楽部		20,000			30,000	40,000	50,000
ベネフィット・ステーション		25,000			30,000	40,000	50,000
ライフサポート倶楽部		20,000			30,000	40,000	50,000

注 金額は月額補助限度額

出所：各ガイドブック2019年度版を基に作成（ライフサポート倶楽部のみ2018年度版）

所得税法

(非課税所得)

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。(中略)

十六 損害保険契約に基づき支払を受ける保険金および損害賠償金(これらに類するものを含む。)で、心身に加えられた損害または突発的な事故により資産に加えられた損害に基因して取得するものその他の政令で定めるもの

所得税法施行令

第三十条 法第九条第一項第十六号(非課税所得)に規定する政令で定める保険金および損害賠償金(これらに類するものを含む。)は、次に掲げるものその他これらに類するもの(これらのものの額のうちに同号の損害を受けた者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、当該金額を控除した金額に相当する部分)とする。(中略)

三 心身または資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金(第九十四条の規定に該当するものその他役務の対価たる性質を有するものを除く。)

定められた利用限度額を超えることがないように
プランニングされている。

また、「ベネフィット・ステーション」と「福利厚生倶楽部」では「上乗せサービス」への介護補助金と「横出しサービス」である介護用品の購入費用補助のいずれかを選択することができる仕組みとしている。

介護休業時の所得を補償する制度

規程3は、介護休業時の所得を補償する共済会の給付規程である。雇用保険法の介護休業給付金の受給と連動している。被扶養者を介護するために介護休業を取得すると、介護休業給付金での67%給付に上乗せして休業前報酬の30%を補償し、介護休業給付金の受給期間外では60%を補償する。被扶養者以外の介護の際は、補償率が低くなる。

休業時の所得補償を、休業前の報酬または賃金と連動させる制度は多くみられる。介護休業では、雇用保険の介護休業給付金と連動させることになる。さらに上乗せは標準報酬日額と連動させていることから金額の算定事務が煩雑であるのが課題である。

また、介護休業時の所得補償割合がこの規程では最大で97%にのぼるうえ、所得税では介護休業給付金は非課税であることから、休業前の手取りを上回ってしまう。これは休業者にとっては大変安心できる制度である一方、適正な補償率の水準を求める声も出やすい。

休業時に定額を給付する制度

規程4は、介護休職者に対して定額を給付している。介護費用ではなく生活費を補助する給付である。給付額は休業前給与や報酬に対する所定の

補償率ではなく、また介護費用の実費でもない。定額とすることで給付にかかる事務負担を軽減できる。

介護費用給付の税制

介護費用を補填する給付については、所得税制上非課税となるものがある。

事業主が実施する介護費用の補助は、図表4で示す所得税法施行令第30条3号で「心身に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金」にあたるとして非課税とされている。要介護状態は転倒等の事故や脳血管疾患、認知症といった傷病に起因しており、それにより介護費用等の損害が発生する。よって、それを補填する給付金は非課税となる。これは「見舞金税制」と呼ばれる。

事業主が実施するカフェテリアプランでの介護メニューであっても、原則として非課税となる。事業主ではなく共済会・職員互助会からの介護補助給付であっても、同じく非課税となる。見舞金税制は誰からの給付であるかを要件としないからである。

介護費用等を支援する福利厚生制度は、雇用延長に伴う従業員の高齢化でますます必要性が高まっている。今後もさらなる制度の多様化が期待される。

介護等費用支援の規程例**規程1 A共済会**

(ホームヘルプ補助金)

第14条 会員、配偶者および同居する子、父母(会員および配偶者の実父母、養父母をいう)およびその他の扶養家族(会員が単身赴任の場合も同居とみなす、以下同じ)並びに別居し扶養する子、父母が次の各号の一に該当する場合で、

他に代替者がいない等やむを得ない事情により所定のホームヘルパーを利用したときは、ホームヘルパーの日給（第16条第1号に該当する場合は5,000円を、同第2号に該当する場合は6,000円を限度）と受付、紹介手数料を支給する。ただし、利用は年間30日を限度とする。

- (1) 疾病、出産
 - (2) 介護
 - (3) その他前各号に準じ特に必要と認められる場合
- (対象となるホームヘルパー)**

第15条 補助の対象は、公設または私設家政婦会等の団体に所属するホームヘルパーを利用する場合に限る。

(作業内容)

第16条 ホームヘルパーの作業対象は次のとおりとする。ただし、家業の手伝い、大掃除、引越の手伝い、冠婚葬祭等は含まない。

- (1) 食事の準備、洗濯、被服の修理、子供の世話、買物、留守番など日常一般的な家事作業。
- (2) 病人の介護を主たる作業とする他、前号に掲げる作業とする。

(勤務時間)

第17条 ホームヘルパーの派遣先家庭での勤務時間は、原則として午前9時より午後5時迄とする。ただし、休憩時間は1時間とし、時間外勤務は2時間迄とする。

(利用者負担)

第18条 次に掲げるものについては利用者の負担とする。

- (1) ヘルパー日給額（第14条に規定する限度額）を超える部分
- (2) 時間外勤務料金
- (3) ヘルパー往復交通費
- (4) その他

(利用手続)

第19条 ホームヘルパーを利用するときは、事前に本会事務局へ申請するものとする

規程2 B共済会

(ホームヘルパー料)

第9条 会員、配偶者または同居の家族が疾病により自宅療養をして、ホームヘルパーを必要とした場合、1日につき5,000円を限度として支給する。ただし、1件につき30日を限度とする。

本条の給付申請にあたっては、支払ったホームヘルパー料の領収証（期間明記のもの）を添付する。

規程3 C共済会

(介護休業援助金)

第14条 会員が、家族等の介護のため、会社の就業規則の定めるところにより休職等したときは、介護休業援助金として、次の各号に規定する金額を支給する。

- (1) 被扶養者の介護 休職等1日につき、標準報酬日額等の100分の60に相当する金額。ただし、雇用保険法第61条の7に規定する介護休業給付金の受給期間にあつては、100分の30に相当する金額とする。

(注)「被扶養者」とは、健康保険組合等が定める基準により被扶養者と認定された配偶者、子、父母、孫および弟妹等をいう。

- (2) 被扶養者以外の介護 休職等1日につき、標準報酬日額等の100分の30に相当する金額。ただし、介護給付金の受給期間にあつては、100分の10に相当する金額とする。

2 介護休業援助金の支給は、休職等により家族等の介護を開始した日から起算して3月内においては、前項各号のただし書に規定する金額を暫定支給するものとし、暫定支給金額と前項各号に規定する金額との差額については、介護給付金の給付決定をもって支給する。

3 介護休業援助金の申請は、介護休業援助金給付申請書に出務表の写しを添付のうえ、勤務所長等を経由して本部事務局等に申請するものとする。

4 第1項第3号に該当する場合は、介護休業援助金差額給付申請書に介護休業給付金支給決定通知書等の写しを添付のうえ、前項に規定する申請と同時に、勤務所長等を経由して本部事務局等に申請するものとする。

規程4 D共済会

(介護休職者生活補助)

第18条 会員が介護休職となった場合、介護休職期間中につき介護休職者補助金として、有扶養者は月額20,000円、無扶養者は月額10,000円を給付する。

福利厚生関連指標 (2019年6月分)

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
社内預金	平均利率 年・%	18年 3月末 19年 3月末	0.79 ↓	厚労省
住宅ローン 注1 Q都銀 適用日 年・%	変動 毎月型	17年 4月 1日 19年 6月 1日	店頭金利 2.475 ↓	引下後金利 0.625～0.775 ↓
	固定特約 固定10年	19年 2月 1日 19年 6月 1日	3.29 ↓	1.44～1.59 ↓
	19年 6月1日の金利引下幅		1.7～1.85	
フラット 35 注2	金利 年・% 最多金利	19年 3月 1日 4月 1日 5月 1日 6月 1日	1.27 1.27 1.29 1.27	住宅金融支援 機構 資金受取月 新機構団信付
財形住宅 金融金 利	金利 年・% 当初5年	18年10月 19年 1月 4月	0.71 0.67 0.64	財形住宅金融 改定日
長ブラ	基準金利 年・%	16年 3月10日 7月 8日 8月10日 17年 7月11日	0.95 0.90 0.95 1.00	日銀 実施日
新築住宅 工事費 予定額	m ² 単価 万円	18年平均 18年 4月 19年 4月	18.1 18.1 18.0	注3 居住専 用 木造一戸 建 着工単価
新設住宅	持ち家 戸数	18年計 18年 4月 19年 4月	283,235 23,289 25,436	注3 注 新設とは 新築、増・ 改築によっ て住宅の戸 が新たに造 られる工事
	給与住宅 戸数	18年計 18年 4月 19年 4月	7,468 586 1,031	
	給与住宅 床面積 m ² /戸	18年平均 18年 4月 19年 4月	63.9 59.1 47.0	
新築マン ション 分譲価 格 万円/戸	首都圏	18年平均 18年 4月 19年 4月	5,871 5,548 5,895	不動産経済研
	近畿圏	18年平均 18年 4月 19年 4月	3,844 3,825 3,358	
新築マン ション 分譲価 格 m ² /戸 万円	首都圏	18年平均 18年 4月 19年 4月	86.9 80.0 93.1	
	近畿圏	18年平均 18年 4月 19年 4月	65.9 67.5 65.8	
住宅ロー ン返済 額	月額・円 (勤労者 世帯)	18年平均 18年 3月 19年 3月	92,802 88,899 84,824	注4 ローン返済世 帯
フラット35 返済負担 率(%)	マンショ ン融資 (全国)	15年度 16年度 17年度	20.7 21.1 21.3	住宅金融支援 機構

注1 保証料一括前払い型 店頭金利－引下幅＝引下後金利
 2 返済期間21～35年以下、融資率9割以下、保証型除く。17
 年10月以降、新機構団信の保険料（0.2%）を含んだ金利
 3 国交省「住宅着工統計」

区分	単位等	時 点	数値	出所、備考
個人向け 住宅資 金貸出	新規貸出 億円	18年 9月期 12月期 19年 3月期	35,605 33,268 42,588	日銀 国内銀行 割賦返済方式
給与住宅 家賃	円/戸 (勤労者 世帯)	18年平均 18年 3月 19年 3月	28,989 27,818 31,092	注4
民営家賃	3.3m ² /戸 円	18年平均 18年 5月 19年 5月	8,566 8,563 8,848	総務省 小売 物価統計調 査 ※以下、都区 部、ただし、 宿泊料のみ 全国
都市再生 機構 家賃	3.3m ² /戸 円	18年平均 18年 5月 19年 5月	5,139 5,135 5,141	
灯油 円	18L	18年平均 18年 5月 19年 5月	1,726 1,685 1,809	
宿泊料 2食、円	税・サ込	18年平均 18年 5月 19年 5月	21,132 23,569 19,860	民営和式 休前日
家事代行 料	台所清掃 1回	18年 5月 19年 5月	16,785 16,628	レンジフード 幅95cm未満
出産費 円	正常分娩 料＋入院	18年 5月 19年 5月	428,990 457,750	国公立病院 入院7日間
人間ドッ ク、円	1回 日帰り	18年 5月 19年 5月	57,856 57,856	男性 1日ドック
自動車 ガソリ ン代	1L	18年平均 18年 5月 19年 5月	148 146 150	レギュラー
公立保育 料、円	2歳児1人 1カ年	18年 5月 19年 5月	301,226 301,435	所得税 130,000円世帯
家計金融 資産	現在高 兆円	18年 9月末 12月末	1,860 1,830	日銀 O8SNA
公的年金 夫婦、円	夫65歳～ 妻60歳～	18年平均 19年 3月	202,736 2,609	注4 無職世帯
厚生年金 月額、円	男女平均 老齢相当	18年 1月 19年 1月	147,240 146,069	注5 厚年第1号計
確定給付 年金	加入者数 万人	18年 3月末 19年 3月末	901 940	信託協会受託 概況 企業型
確定拠出 年金 加入者数 万人	企業型	19年 2月末 3月末	689.2 687.8	注6
	個人型 (iDeCo)	18年 3月末 19年 4月末	121.0 123.4	
修正総合 利回り	年、%	16年度 17年度	3.52 4.49	企業年金連 企業型
雇用人員	過剰－不 足	18年12月期 19年 3月期 (先行き)	－35 －35 －36	日銀 全規模 全産業

注4 総務省「家計調査」(全国)
 5 厚労省「厚生年金保険・国民年金事業状況(事業月報)」
 6 厚労省「確定拠出年金の施行状況」
 共通 金利欄の↓は表示年月日まで同一金利が続いているこ
 とを示す